

令和 2 年

富岡町議会会議録

第 7 回定例会

9 月 15 日開会～9 月 17 日閉会

富岡町議会

令和2年第7回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月15日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会（午前 9時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	13
○一般質問	15
佐藤 啓 憲 君	15
堀 本 典 明 君	26
渡 辺 三 男 君	32
遠 藤 一 善 君	42
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	52
○散会の宣告	56
散 会（午後 2時28分）	56

第2日 9月16日（水曜日）

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	60
○出席議員	60
○欠席議員	61

○説明のため出席した者	6 1
○事務局職員出席者	6 1
開 議 （午前 9時00分）	6 3
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○会議録署名議員の指名	6 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 3
○散会の宣告	9 5
散 会 （午後 1時12分）	9 5

第3日 9月17日（木曜日）

○議事日程	9 9
○本日の会議に付した事件	9 9
○出席議員	9 9
○欠席議員	1 0 0
○説明のため出席した者	1 0 0
○事務局職員出席者	1 0 0
開 議 （午前 9時00分）	1 0 2
○開議の宣告	1 0 2
○議事日程の報告	1 0 2
○会議録署名議員の指名	1 0 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○委員会報告	1 2 1
○動議の提出	1 2 4
○閉会の宣告	1 2 5
閉 会 （午前10時50分）	1 2 5

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和2年9月15日(火) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告
- 7、産業厚生常任委員会報告(請願審査報告)

日程第4 議案の一括上程

- 報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第15号 令和元年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第60号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例について
- 議案第66号 字区域の変更及び画定について
- 議案第67号 工事請負契約について
- 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 認定第 4号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第15号 令和元年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第60号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例について
- 議案第66号 字区域の変更及び画定について
- 議案第67号 工事請負契約について

- 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

7、産業厚生常任委員会報告（請願審査報告）

日程第4 議案の一括上程

- 報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第15号 令和元年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第60号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例について
- 議案第66号 字区域の変更及び画定について
- 議案第67号 工事請負契約について
- 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第15号 令和元年度富岡町継続費精算の報告について

議案第60号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君

参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課 主任兼課長補佐	猪狩直恵君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	小林元一
議事 事務局係長	猪狩英伸
議事 事務局主任	杉本亜季

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月8日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から17日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和2年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和2年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

双葉地方広域市町村圏組合に係る令和元年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、併せて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。御覧いただくようお願いいたします。

最後に、陳情書4件を受理し、この写しを委員会報告書の94ページから105ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 佐藤 教 宏 君

3番 佐藤 啓 憲 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

2監第11号、令和2年9月19日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和2年5月・6月・7月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和2年6月19日・7月20日・8月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第27号、令和2年9月15日、富

岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)9月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和2年9月8日午前9時、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同主幹、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件2件、人事案件1件、条例の一部改正案件4件、条例の廃止案件1件、字区域の変更等案件1件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更案件1件、令和元年度決算の認定案件9件、令和2年度補正予算案件9件、合計29件。(2)9月定例会の会期及び日程について。9月定例会の会期日程については、会期を9月15日から17日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書。保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に関わる陳情書。トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出に反対する陳情書。東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水(アルプス処理水)の海洋放出に反対する意見書提出について。以上の4件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、請願書の取下げについて、産業厚生常任委員長より報告を受けた。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第28号、令和2年9月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第203号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第203号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過は記載のとおりです。よろしくお願いいたします。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第203号の編集について。とみおか議会だより第203号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、にこにこども園の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、本年度からさくらスポーツにて勤務している猪狩琉依さんに寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第203号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第203号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2)その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君) 報告第29号、令和2年9月15日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和2年5月・6月・7月分)について、2、(1)東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)福島第二原子力発電所廃止措置計画の審査状況について、(3)その他、3、その他。

2、審査の経過については、後で見ていただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和2年5月・6月・7月分)につい

て。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課長より説明を受けた。2、(1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。崩落屋根等の撤去に際し、設備落下リスク低減のため、1号機燃料取扱い機への支保設置及び2号機原子炉注水停止試験、ストロンチウム処理水の処理等について説明を受けた。議員からは、処理水に含まれるトリチウム以外の核種等について広く周知することや注水停止による汚染水量の低減を図る検討などについて意見が出された。(2) 福島第二原子力発電所廃止措置計画の審査状況について。福島第二原子力発電所に係る廃止措置計画の審査状況等について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。議員からは使用済み燃料の取り出し、保管に関する方法やスケジュール等に関する質問や不確定な要素等についても資料に記載するよう意見が出された。(3) その他。福島復興本社の移転について、東京ホールディングス(株)より説明を受けた。3、その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、さきの第5回定例会において、産業厚生常任委員会に付託し、審査をいただいております請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書について、産業厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第32号、令和2年9月15日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。請願第1号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書」について。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。請願第1号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書」について。本件については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢の変化に伴い請願を取り下げたい旨、請願者より届出があったため、審査の結果、全会一致で取下げとする旨決した。

以上、報告いたします。

○議長（高橋 実君） ただいま産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決しました。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。令和2年第7回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

まずは、本年7月の豪雨、また先週の台風により被災された全国各地の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災されました皆様の生活が一刻も早く落ち着いたものとなるようお祈り申し上げます。

町といたしましては、7月豪雨災害により各地において甚大な被害が発生したこと、またこれまで本町が物心両面にわたり全国各地からご支援いただいていることを踏まえ、被災された自治体や日本赤十字社に総額500万円の災害義援金をお受け取りいただいたところですので、ご報告いたします。

なお、先週の台風に関しましては、台風の進路地域等に被災されている町民の皆様の無事を確認したところでありますが、今後においてその被害の状況を見定め、本町が取り得る支援をしっかりと検討してまいることとしますので、ご承知おきくださるようお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、7月中旬より全国各地で再び感染者の増加が見られるようになり、本町においても今月9日に町内在住の30歳代男性の感染が確認されるなど、我々の地域においても感染症の連鎖的感染リスクが非常に高まっているものと考えざるを得ない状況となっております。残念なことではありますが、このことを踏まえ、敬老会や町民号をはじめ、夏祭りやえびす講市などの交流イベント、またロードレース大会などのスポーツイベントの中止を決定いたしましたところで、不特定多数のご利用がある学びの森や総合スポーツセンターなどの利用の休止も視野に入れ、今後の感染状況をしっかりと見定めてまいらなければならないと考えるところです。町民の皆様をはじめ、本町に関係する皆様には感染症への最大限の注意をもって、引き続き3つの密を避ける行動、マスクの着用や手指の手洗い消毒などの感染防止のための所要の対応を徹底されますよう、改めてお願いいたします。

町においては、毎週の庁議に併せて新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、関連情報の共有や対応、対策の検討、決定を行うとともに、広報とみおかやホームページなどにおいて、注意喚

起や関連情報の細やかな発信に努め、マスクやアルコール消毒液の備蓄を段階的かつ継続的に進めるところで、加えて感染症対策奨励事業により、町内事業者の皆様の感染症対策の実施も支援したところでございます。また、台風などによる今後の降雨災害等の発生に備え、避難所における感染症対策資機材の整備や備蓄を進めるとともに、職員の避難所開設訓練を行ったところであり、今後においても感染状況を見定めた所要の対応をしっかりと行うことといたしております。

なお、特別定額給付金の給付につきましては、給付申請がありました1万2,537人、給付対象世帯の99.4%の世帯へ給付が終了しておりますので、ご報告いたしますとともに、この給付金の給付対象となっていない本年4月28日以降に出生された町民の皆様には、町独自の給付金10万円を給付するための関連費用や感染症の感染拡大により、行政事務の停滞や行政機能の喪失を防ぐために行う分散執務や在宅勤務の環境整備を進めるための費用なども補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

このように新型コロナウイルス感染症に対応せざるを得ない状況が続いているところでありますが、事務事業につきましては遅れや停滞なく執行することができており、本年度の重点事業であります農地基盤整備やカントリーエレベーター整備など、営農再開支援事業、地域交流館整備事業や共生型サポート拠点整備事業、また富岡産業団地整備工事やアーカイブ施設建築工事をはじめとする各種工事等の進捗も予定のとおり確保することができております。今後も感染症の感染拡大防止対策をしっかりと行いながらも、重要重点事業の進捗に遅れが発生しないよう、また道路や下水道、商業施設、福祉施設など、基礎的な生活インフラの維持管理や運営にそごが生じないよう職員一丸となって取り組んでまいり、先月末時点において町内に居住届を提出される方々が1,498人、1,061世帯となるように、町内居住者が着実に増え続ける状態を維持してまいりますので、議員の皆様の変わらぬご理解とご協力をお願いいたします。

7月17日の国復興推進会議において、令和3年度から7年度までの5年間で第2期復興・創生期間と位置づけ、「被災地の自立につながり、地方創生モデルとなるような復興を実現する」との理念を継承した令和3年度以降の復興の取組についてが決定されました。取組については、地震、津波被災地域においては地方創生との連携強化を、原子力災害被災地域においては移住等の促進や営農再開の加速化、国際教育研究拠点の整備を今後の取組の柱として継承する理念の実現に向け、取組をさらに前へ進めようとしております。

また、政府与党東日本大震災復興加速化本部は、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域とならなかった区域の方向性の具体化を促すとともに、イノベーション・コースト構想の実現に向け、研究開発と人材育成の司令塔となる国際教育研究拠点の設置を新たな柱とする第9次提言を取りまとめ、今月9日に政府に申し入れました。

町といたしましては、この第2期復興・創生期間においても、特定復興再生拠点区域と設定できなかった帰還困難区域の早急なる除染をこれまでと変わらず求めるとともに、さらなる生活環境の充実

のための支援を引き続き求めてまいり、地域の復興、創生、そして新たな地域発展モデルの礎となる国際教育研究拠点の立地に力強く取り組んでまいります。

私はこのためにも、産業団地の整備による新たな雇用の創出、共生型サポート拠点整備などをはじめとする福祉の充実、小学校、中学校の統合による魅力ある教育環境の創出と充実、営農再開支援事業の力強い展開など、雇用、医療・福祉、農業、教育、交流を施策のキーワードとする各種取組を一つ一つ丁寧に積み重ねてまいり、また富岡町建設業協会のお申出により、地震・降雨等による災害応急対策業務に関する協定が締結されるように、地域の方々自らが地域を守り、つくっていくとの活動を通じ、本町を未来につなげ、将来を切り開く取組をさらに深めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の一層のご理解とご協力、そして力強い後押しを重ねてお願い申し上げます。

さて、今定例会には、報告案件2件、人事案件1件、条例の改正案件4件、条例の廃止案件1件、字区域の変更等案件1件、工事請負契約案件1件、工事請負契約の変更案件1件、決算認定案件9件、補正予算案件9件の計29件の議案等を提出しております。

詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

9時50分まで休議いたします。

休 議 （午前 9時39分）

再 開 （午前 9時49分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、国際教育研究拠点誘致の取組について。(1)、前回の定例議会、その後復興大臣に対して、町長から国際教育研究拠点誘致に積極的に取り組むと力強い言葉がありました。私も、今後定住促進と交流人口増加に向けて全町を挙げて取り組むべきと思いますが、誘致に向けた現

在の検討状況について伺いたい。

大きな2番、ふるさと納税制度を活用した産業の復興推進について。(1)、ふるさと納税について、これまで富岡町の震災以降の状況から、各種寄附金のお願いをしているところですが、これまでの寄附金実績と活用実績について伺いたい。

(2)、富岡町のふるさと納税について、今後の産業拡大と地場産品利用促進として返礼品制度を活用すべきと考えるが、今後の取組について伺いたい。

大きな3番、スクリーニング場について。(1)、富岡町における避難指示が夜の森地区の一部、小良ヶ浜地区を除き、平成29年4月に解除されている中で、町内のスクリーニング場は現在毛萱地区と高津戸地区に設置されています。今後帰還困難区域の解除に向けた利用者の利便性向上のため、毛萱スクリーニング場を夜の森付近に移動するよう国に働きかけるべきと思うが、町の考えについて伺いたい。

以上、大きく3点の答弁をよろしく申し上げます。

○議長(高橋 実君) 3番、佐藤啓憲君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、国際教育研究拠点誘致の取組について、(1)、前回の定例議会、その後復興大臣に対し、町長から国際教育研究拠点誘致に積極的に取り組むとの力強い言葉がありました。私も、今後の定住促進と交流人口増加に向けて全町挙げて取り組むべきと思いますが、誘致に向けた現在の検討状況について伺いたいについてお答えをいたします。

国際教育研究拠点は、世界でも例のない苛酷な原子力災害を被った浜通り地域が究極の地方創生モデルとなるよう、定住人口の拡大を含めた創造的復興を目指すものであります。復興庁が設置した福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議では、研究者等が約600人の規模であること、避難指示が出ていた地域を基本とすること、令和5年春の一部開所、令和6年の本格開所を目指すことなどが取りまとめられました。私は常々、復興には人が欠くことのできない重要な要素であることを申し上げております。「学びは人を育て、技術は生活を豊かにする。学び得た知識と技術は、決して失わない」の信念の下、人材育成と人材確保に関わる生活環境整備や雇用創出、帰還、移住等、あらゆる施策に取り組んでおり、さらに国際教育研究拠点が加わることで復興が加速し、何よりも未来を担う地域の子供たちの学びに好影響を与えるものと考えております。誘致に向けて町は、国に対し、双葉郡の復興こそが福島の復興であることを申し上げつつ、世界に冠たる施設機能を有し、その機能を最大限に引き出す優秀な人材を招聘することを求めるとともに、これまで親交を深めてきた各大学等と意見を交わし、研究拠点のあるべき姿について考え方を深め合っているところです。現在は、県が実施する意向調査に向け、国際教育研究拠点を迎え入れる最もふさわしい地域であることを明らか

にする地理的・歴史的背景等の優位性等の整備を行い、準備を進めております。特に我が町は、双葉地区教育構想で世界に羽ばたく人材を輩出してきた町であり、廃炉やロボット研究分野で世界と勝負していく人材を育む素地を有している町です。今後も国際教育研究拠点の誘致を力強く進めるとともに、この地域から福島県内への復興が広がり、発展へと導く広域的な視点を持った仕組みづくりを検討してまいりますので、議会をはじめ町民の皆様にはさらなる後押しをいただきたいと考えております。

次に、2、ふるさと納税制度を活用した産業の復興推進について、(1)、ふるさと納税について、これまで富岡町の震災以降の状況から、各種寄附金のお願いをしているところですが、これまでの寄附金実績と活用実績について伺いたいについてお答えをいたします。本町のふるさと納税寄附金は、桜を愛し守り育てる事業、未来を担う子ども育成事業、富岡町社会福祉基金事業、富岡町奨学資金貸与基金事業、富岡町文化スポーツ振興基金事業を指定事業として案内しており、事業指定のないふるさと納税寄附金と併せて、令和2年度においてはスクールバス購入や夜の森桜並木の保全などに重点的に寄附金を充てさせていただくこととしております。本町におけるふるさと納税寄附金につきましては、ふるさと納税が創設された後の数年間においては年間数万円程度の寄附金でありましたが、震災以降昨年度までの9年間で年平均41件、655万円、総額において5,898万9,339円のご寄附をいただいているところです。このうち、事業指定のある寄附金につきましては事業の目的基金へ積み立てるなどして、昨年度においては移動図書館車両購入などに活用しており、また事業指定のない寄附金につきましては昨年度において認定こども園運営や夜の森桜並木保全作業費の一部に充当させていただいたように、一般財源として活用させていただいているところです。町ホームページにおいては、本町が東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故からの再生に全力で取り組んでいることを付記し、「返礼品はございませんが、ふる里を未来につなげ、未来を切り拓く取組みに、ふるさと納税制度を活用いただき参加しませんか」と案内しているところで、今後においてもふるさと納税寄附金を活用して行う事業を具体的に明示するなどして、ご案内をしてまいりたいと考えています。また、今後においては、返礼品の設定により、ふるさと産品などの紹介に努めるとともに、本町のPRにも努めてまいりたいと考えています。

次に、(2)、富岡町のふるさと納税について、今後の産業拡大と地場産品利用促進として返礼品制度を活用すべきと考えるが、今後の取組について伺いたいについてお答えをいたします。当町では、これまで返礼品がないことをお伝えし、ふるさと納税をご案内してまいりました。帰町開始より4年目を迎え、町内での農産物の栽培面積も少しずつ増加し、関係者の皆様のご尽力により、町内産品を使用した商品開発が進む中、現在町観光協会が主体となり、返礼品の掘り起こし作業を行っております。町といたしましても、返礼品を伴うふるさと納税制度の活用は、地場産品の消費拡大や当町PRの観点からも大変有効な制度であると考えており、運用開始を目指し、鋭意努めてまいります。

次に、3、スクリーニング場について、(1)、富岡町における避難指示が夜の森地区の一部、小良

ヶ浜地区を除き、平成29年4月に解除されている中で、町内のスクリーニング場は現在、毛萱地区と高津戸地区に設置されています。今後、帰還困難区域の解除に向けた利用者の利便性向上のため、毛萱スクリーニング場を夜の森付近に移動するよう国に働きかけるべきと思うが、町の考えについて伺いたいについてお答えいたします。議員ご質問のとおり、毛萱・波倉スクリーニング場については帰還困難区域から離れていることで利便性に欠け、また昨年度の町政懇談会では、退域後にスクリーニングをされていない車両等が解除区域を通過することについて不安があるとのこと意見もいただいております。これらの問題点を解決するために、町は国と施設の移転について、帰還困難区域により近く、スクリーニング場として条件に沿う適地を洗い出しながら協議を重ねているところです。今後も利用者の安全、安心や利便性の向上の観点から協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 町長からの答弁ありがとうございました。先ほどの町長からの答弁内容と重複する点があるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

まず初めに、富岡町として国際教育研究拠点の誘致活動は、今後の町の復興、そして新たな町づくりにどうしても欠かせない活動であると思われまます。また、誘致の動向を町民としても期待し、注視しているところではないかと思われまます。そのような観点で再質問をさせていただきます。

国際教育研究拠点に関する最終取りまとめとして、今年6月に有識者会議が開催され、提言書が取りまとめられました。歴史ある富岡町は、双葉郡の中心でありますし、特に研究拠点の柱であります廃炉に関する研究、自己検証の研究、環境や健康への影響等原子力災害からの教訓を得たいと、国際的にも大きな関心を持っているところではないでしょうか。また、JAEAの廃炉国際共同研究センター、まさしく役場庁舎の前に建設され、既に研究が始まっているといったところです。こうした注目される廃炉研究を目的とした福島第一の廃炉と福島第二の廃炉に向けて、また発電所を誘致してきた当町は条件として最適であると思われまます。研究者やその家族が移住、定住し、不自由なく生活できる魅力的な研究タウンのような受皿も拠点の隣接地に設ける必要があると思われまます。

先日の新聞記事にも掲載されておりましたが、楡葉町では誘致に向けてJヴィレッジ近くの町有地を設定しており、来年度から10年間の町づくり施策の最上位計画に位置づけて誘致場所を盛り込む方針とのことで政府にアピールしています。一方で、浜通りの誘致合戦になってはいけないという意見もございませうが、行政として方向性をしっかりと町民に示し、検討内容を共有しながら町民一丸となった誘致活動に対する盛り上がりが必要かと思われまます。複数の自治体が誘致に名のりを上げている中で、やっぱり富岡がいいねと感じ取れるような富岡町独自の誘致に関する将来的なビジョンをぜひお聞きしたいと思われまますが、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほどご質問いただいた件につきましては、町政報告及び答弁でさせていただきますところがございます。ご質問の中身が、方向性を示し、さらに町民の皆様とともに共有すべきではないか、一丸となって取り組んでいくべきではないかということでございますが、改めて原点となるのはやはり有識者報告書、それから国の動向、県の調査という形になります。その有識者報告書のことによれば、この国際教育研究拠点の位置づけということであって、なぜ福島か、なぜ浜通りかということが原点になるかと思えます。既にご質問の中でもあったとおり、原子力事故災害等によってこちらの運行が現在途上であるということを見れば、当然この浜通りであるということは必然的でありますし、またその広がりというものが必要かと思っております。

特に町のPRポイント等々について共有すべきということでございますが、戦略として申し上げます。まず、有識者報告の中で、自治体が担うべき6つの役割ということが明らかに示されております。1つが本拠地点のガバナンスに積極的に参加すること、2つ目が魅力ある研究環境の提供、3つ目が地元産業の育成に関わる本拠地との連携、同じく4つ目が地元人材ということでの連携、5つ目が共同研究の参画、そして最後に地元住民も情報発信等の役割と記載してございます。

2つ目で申し上げました魅力ある研究環境の提供と申し上げれば、具体的に申し上げますと定住人口のしっかりとした目標というものを定めるべきではないか、あるいは若者が楽しめる生活環境、外国人研究者とその家族の受入れ態勢、それから女性が活躍できる場所、それから文化を醸成していこうなど、様々挙げられてございます。既に町で取り組んでいるもの、また欠けているものということがございますが、しっかりとその点については取り組んでまいりたいと思っておりますし、また最後に申し上げた地元住民も情報発信の役割という点については、行政のみならず、議会ははじめ皆様方とともに発信していくべきだと考えてございます。

また、他自治体ではこの場所という形で、新聞報道で私も知る限り知ってございますが、こちらにつきましては当町においては具体的にその規模感等々がまだ示されていない中、示すべきではないと考えておりますが、一方既に準備は進めなければいけないと考えておいて、大小なり全てのことを網羅しながら庁内において、町執行部内ではございますが、既に検討を進めているということをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 課長答弁ありがとうございました。今の答弁の内容細かくて、その件について理解できました。課長答弁にもありましたとおり、人材育成の部分で様々な研究による人づくり、また新しい発想を持った優秀な人材がこの地域から生まれて、社会貢献に寄与するために我々も最終段階までしっかりと心一つに誘致活動に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、先ほど課長答弁にもありましたが、浜通り国際教育研究拠点が整備されることを受け

て、また新聞等にも出ておりましたが、富岡町の有志の皆さんでこれまでに数回勉強会を開催しているとのことでありがたく、また今後の参考にしていきたいところですが、これまでの産業発展と創出される人材をどのように確保していくか、地元企業としても期待が相当高いと思われまます。

先日の意見交換会での中身など、少し紹介できる部分についてありましたらお願いしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 先般、9月10日でございますが、富岡町住民有志による国際教育研究拠点誘致勉強会の報告という形で、町長はじめ両副町長に報告があったところでございます。この点につきましては、6月の定例議会で広く意見を聞けということでご指導いただいたことを実践という形で即執行部としては対応させていただいたところでございます。有志の方々の報告の案件をつぶさに拝聴させていただいたところでございますが、まずその有志の方々が何を思ってその勉強会に取り組んだかということになりますと、拠点に関わる人を歓迎するメッセージとなればという思いで有志の方々が集まったと伺ってございます。13人の方々が年齢、性別いろんな業種の方々が集まっていろいろと意見を交わし合ったところございました。

大きくその報告書においては3点ほど挙げられてございます。1つが自治体の特徴、それから2つ目が住民の思い、3つ目が双葉郡の発展可能性、このような形の3つに分けてございます。当然議会ははじめ執行部も実際の特徴については十分理解し得ている部分がございますが、1つ私どもも欠けていたなという部分がございますので、紹介させていただきます。富岡町に置かれたときの可能性ということで、民間の取組という視点が行政ではなかなかつかみにくいところがございます。その勉強会の中では、少なくとも26組織が様々なプロジェクトを展開している、大変活発な地域だということであり、知的活動、それから教育環境の充実に非常に期待ができるということで報告がありました。

また、住民の思いでございますが、定住人口が増えるという短絡的な要素にはとらわれなくて、積極的に住民が関わりたいという、そういう熱い思い、新しい方々と交流を深めたいということは決して無関心ではないということをしてPRできると、そう取り組んでいくという強いメッセージも受けました。

また、何よりも教育というものは非常に大事な分野であると。それは、1年で学び得るものもあれば、中長期的にわたって人材育成という部分があるので、今回の拠点に教育というキーワードがあることは非常に頼もしい限りであるということのご意見もいただいたところでございます。

これらも踏まえまして、住民の方々も積極的に関わっていただければと確信ができておりますので、今後も進めていきたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 答弁ありがとうございました。先ほど人を歓迎するメッセージということで、最後に人材育成ということもありましたけれども、やはりこの地域が人を育ててその企業の力になっ

ていくという期待感ですか、そういったところがあるのかなと思って聞いておりましたが、ぜひその意見等も参考にさせていただきながら進めていきたいなと思っていただいているところでございます。

教育拠点の質問で、最後に一方で教育、今の人材育成の面では、大学や大学院の研究機能を設置する構想がありますけれども、特に相双地域は大学などの高等教育の空白地帯であります。子供がいる若者世代の移住の障害となっております。計画では、多数の大学が進出に名のり出ているということでございますので、引き続き本拠点の教育機能を充実させることは移住、定住人口の拡大に不可欠であると思います。

これは大分昔の話になりますが、私たちの時代は中学校を卒業して、ではどこの高校に進学するかなど、この地域であればいろいろ考えて双葉郡内の高校か、それとも通学時間をかけてもいわき地区か、南相馬かなどといろいろの選択肢がありました。震災以降、双葉郡内の選択肢はふたば未来学園のみとなります。もちろん未来学園との連携も必要ですが、研究拠点の強みを生かした高校の新設ということで、これは何も新しく高校の建物を建てることにこだわらず、今ですと富岡一中の空いている教室で中高一貫教育なども考えられます。この件に関しては時間をかけて県との協議、調整などが必要になると思いますが、大変難しい問題ではあります。教育長、その辺の町としての教育構想についてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ありがとうございます。お答えいたします。

大学、それから大学の誘致につきましては、富岡町につきましては三春校、それから富岡校等の子供たち、大学生との交流を深めておりました。その中で、子供たちは大学生に対する憧れ、それから尊敬、そして感謝の気持ちを持って、本人がこれからどう生きていくかというキャリア育成にも十分つながっております。したがって、この研究拠点が富岡町に来ること非常に教育委員会としては願っております。

あと、中高一貫で気になるのですけれども、これは県立高校と、あと市町村立学校との違いがありますので、これにつきましては県教育委員会との協議会、合議が必要かと思っておりますので、今この場ではどうにかできるという答弁はできませんので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 教育長からの答弁ありがとうございました。高校の分野はやはり県の分野ですので、なかなかそこはちょっと難しいところがあるのかなといったところもありますけれども、そういったことも含めて今後富岡町としてどういった教育構想というか、子供たちこれから人数が増えてきた場合に、例えば郡内の子供たちを、どこで受け入れるのか。未来学園もありますけれども、そういったことも考えながらぜひ取り組んでいったほうがよいのではないかなと思っております。

私の中で今後の富岡町をイメージして質問させていただきましたが、多面的な考え方を視野に入れ

を進めていくことが必要だと思しますので、その辺も含めた検討と、これから公聴会などを通して恐らく年内には、候補地も含めて決定することになるかと思しますので、行政だけではなく、私たち議員も含めて町民一丸となってアイデアを出し合って、要望活動に取組ということをお誓い申し上げまして、大きな1番を終了いたします。

次の質問に移りたいと思います。大きな2番、ふるさと納税の(1)について、寄附金と活用実績については、先ほどの町長の答弁で承知いたしました。答弁にもありましたとおり、このところの寄附金年額は平均して600万円くらいで推移しているとのことですが、減免されるとはいえ、これだけの個人、企業から寄附金をいただいております。活用実績については事業項目ごとに基金の積立てで各事業に展開されると思しますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思します。

続いて、(2)、返礼品の質問に移ります。先ほどの町長答弁から、返礼品の活用について今後検討、取り組みいただけるということで、本当にありがとうございます。富岡町にとっても、お礼の品を通じて町内で頑張っている生産者や農産物の安全性を全国の人にPRできる貴重な機会にもなると思われれます。ふるさと納税の返礼品の広がりについて、ぜひ取り組んでいただきたいと思します。

そこで、富岡町の現在のふるさと納税の担当は総務課管財係が窓口となって取り組んでいるようですが、返礼品の件と対応を含めると、一つの部署では扱えないかなと思っております。企画課、産業振興課、税務課などとともに、部署を越えて横断的に取り組む体制づくりが必要であると思します。自治体によってはふるさと納税課などを設置しているところもあるようですけれども、実際のところ要員の面で厳しいところだと思します。

また、先ほどの町長答弁にもありましたが、観光協会での取りまとめということで、外部に委託をお願いするなど返礼品活用に向けてよりよいものにするには、準備期間を明確にして役場内部の組織体制づくりを構築すると、そういった必要があるのではないかなと思します。組織体制についてどのような考えか、今の段階でよろしいのですが、ありましたら教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ただいまのご質問についてお答え申し上げたいと思します。

お答え申し上げる前に、まずは1点だけ皆様にご了解を求めたいと思します。現下の状況、震災、それから原発事故等々の状況によって、全国各地の皆様から物心両面にわたりまして継続してご支援をいただいているところというのが町の状況になります。というところでございますので、世に喧伝されるようにいろんな自治体があるふるさと納税の、申し訳ないですが、言い方が非常に申し訳ないことにはなりますが、取り合いといいますか、その競争をしているというふうな世の中になっております。我々については、積極的にはこの競争には参加しないと。一定の落ち着きを持ってしっかりと制度は活用するものの、一定の落ち着きを持って取り組んでいくというのが現下の我々の考え方でございますので、そこのところをご理解をいただきたいと。

その上でしっかりとふるさと納税制度を活用するためにどのような体制を取るかというところでご

ざいますが、現下においてもふるさと納税の寄附金を受ける窓口は総務課で受けておりますが、例えば返礼品の研究、それから検討であれば産業振興課、それから一部企画課においても関わっていただいていると。それから、ふるさと納税寄附金でございますから、寄附をいただいた、我々富岡町民が別の自治体に寄附した際にも、実は住民税であったり、税の控除だったり、還付だったりというのが出てきますので、税務課も当然関わっていると。これらの関わり度合いをまとめていろいろ検討をする、それから整理するといったところが私ども総務課の話になろうかと思っておりますので、明確な組織というものではございませんが、今後においても横断的な取組をしていくといったところが現段階の考え方になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 課長、答弁ありがとうございます。今ほどありましたが、取り合いはしないということですが、やはりこの目的、富岡町をPRしていくと、安全性をPRするといった面では、そんなに種類をたくさんできるわけではないのしょうけれども、有効なところかなと思っておりますので、まず第一歩をその組織体制、仕組みづくりからとなりますので、よりよい運営にするために検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、町として返礼品にはどんなものがあるのかなと考えたのですけれども、商工会とか、あととみおかプラスとか、観光協会などと幅広く連携して返礼品としてどのようなものがあるかといったような検討も必要になってくるのかなと思ひます。例えば農産物であれば、富岡産米の天のつぶやそれを原料とした日本酒、あとタマネギであったり、ワインだったり、ブドウも年々生産量が多くなってきているところだと思ひます。その他の現在お土産として販売されているようなものなど、その辺の現在の生産量について町として把握していればよいので、教えていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、返礼品の種類ですが、こちらについては今ほど議員からあったような商品について、今観光協会に取りまとめを行っております。町内の農地の作付面積でお答えをさせていただきたいと思ひます。本年度、令和2年度につきましては、米ですが、水稻で27ヘクタールほど栽培をしております。また、野菜類につきましては36ヘクタールということで栽培をしております。ちなみに昨日農家の方の集まりをしまして、来年度の作付について協議をしております。そこでの計画面積ですが、水稻につきましては来年度約倍になりまして、54ヘクタールほどに予定しております。野菜類については、10ヘクターの増で46ヘクタールということで、合計で100ヘクタールの農産物の作付が予定されているところなんです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今後は農産物の作付面積も徐々に増えていって、米であれば倍ぐらいになるといったことでありますので、おのおの生産量が現段階で少ないのであれば詰め合わせ等とか、できるものから始めてどんどん広げていくといったような対応は必要かなと思いますので。また、新たな農業へのチャレンジにつながると思いますので、そういったところもお伝えしておきたいなと思います。

時間も推してきましたので、続きまして大きな3番、スクリーニング場について再質問をさせていただきます。移転について既に国と協議中とのことですが、私としては一番重要なことだと考えるところは、町政懇談会での意見にもありますとおり、スクリーニングされていない車両が町の解除区域を通過している事実と。これについては線量、汚染に関するレベルが大分下がっているとはいえ、町内の帰還困難区域のみならず、大熊、双葉の一時帰宅された方も通過されているわけで、やはり生活者にとってかなりの不安があるのではないかと思います。

また、利用者側の立場から考えますと、特に夕刻になりますといわき方面への帰宅者と工事車両が集中するために6号線の渋滞が発生しているため、移動時間がかかっている実情があります。やはりこの問題に関しても、町としても早期に対応する必要があると思いますが、そこで毛萱スクリーニング場の利用者数など、昨年の実績等分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

昨年度における毛萱・波倉スクリーニング場の利用者世帯といたしましては、全体で2,030世帯がご利用になっています。ちなみにこちらのスクリーニング場につきましては、議員ご承知のとおり、富岡町民ならず、近隣の大熊町、双葉町民も活用しております。なので、富岡町民といえど2,030世帯の中の747世帯が利用されているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。世帯数、そして人数としてもまあまだかなりの方が利用されているということで理解いたしました。ちょっと私の勉強不足なところもあるのですが、この毛萱のスクリーニング場の特別な需要に対するスクリーニング場とはどのようなことを実施しているのか、分かれば詳しく説明できたらお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答え申し上げます。

まず、議員ご承知のとおり、スクリーニング場の役割といたしましては、帰還困難区域への一時立入り実施基準に基づきまして、内閣府の原子力災害対策本部の原子力被災者生活支援チームが管理運営をしているところでございます。その中におきまして、帰還困難区域への入退域をするための中間

基地として、立入りの受付、あと通行証の交付、あと個人線量計、防護服の貸出し及び退域後の被曝管理の測定をしているところでございます。

先ほどのご質問の中におきまして、毛萱・波倉スクリーニング場はスクリーニング場の機能スペースといたしましては、通常バス立入りの駐車スペースと、あと入域の受付や防護服の着用スペース、あと被曝線量の測定スペース、あと除染スペース、高圧洗浄整備設置スペースがあるのですけれども、先ほどの特別なものといたしましては、ほかにないものとして高圧除染の整備設置スペース、こちらが福島県内においては7か所スクリーニング場があるのですけれども、毛萱・波倉スクリーニング場、こちらだけの設置ということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。身体汚染や車両の汚染測定だけではなくて、その駐車スペース、あと今ほどありました高圧除染装置なども設置されているとなると、ある程度広い敷地が必要になってくるのかなと思いますけれども、利便性、効率性を考えた場合には私自身として考えたのは6号線沿いの解除区域と期間困難区域のちょうど境目に、旧消防署辺りにスクリーニング場があれば今後の帰還困難区域に解除に向けたステップになるのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

まず、今回の移設につきましては国と協議を何度か重ねておりまして、毛萱・波倉スクリーニング場、こちらが今敷地面積が1万4,000平米弱でやっているところです。具体的にこのスクリーニング場の機能を維持して移設をする場合に必要な面積を先日国に確認しましたところ、約7,000平米が必要というような答えが来ております。そちらも含めながら、場所の選定をしながら今協議を進めているところでございますが、今議員からも話がございましたとおり、6号国道沿いの脇、それも帰還困難区域の入退口の近くにある旧消防署跡地、こちらも含めて町民にとって利便性が向上して、また現状のスクリーニング場の機能の維持が可能となる町有地もしくは、これは国にも話をしているのですけれども、民間の土地利用、こちらを考えて協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 答弁ありがとうございました。今調整の段階だということなのですが、やはり先ほども申し上げたとおり、この件につきましては皆さんの要望も高いということですので、引き続き早期に向けて調整をお願いしたいなと思います。

最後に、双葉郡内の各町村、復興拠点につきましては予定としてでしょうけれども、2022年の春に解除する予定になってございますし、また双葉町などでは帰還困難区域についても特定復興再生拠点

区域として除染の明確化を国に求めている状況であります。町としても先ほど町長からの答弁からありますとおり、特定復興再生拠点外の小良ヶ浜、深谷地区の除染、解体を町が計画策定して、帰還困難区域の解除につなげていくというこれは案である状態でしょうけれども、そういった案がある中、さらにスクリーニング場の利便性が求められると思います。

最後に、双葉郡の復興、創生と帰還困難区域の早期かつ着実な再生の実現に向けた、また町内住民とスクリーニング場利用者のご要望に早期に解決できるよう、今後も移設に向けた時期の検討であるとか、また実効性のある国との調整を切にお願いして私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問が終わりました。

10時55分まで休議します。

休 議 （午前10時45分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、1番、堀本典明君の登壇を許します。

1番、堀本典明君。

〔1番（堀本典明君）登壇〕

○1番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の解除について、(1)、特定復興再生拠点区域では、除染、家屋解体が進み、避難指示解除へ向けて順調に進捗していると感じます。しかしながら、拠点外となっている区域では除染及び解体の見通しが立っておらず、町内全域での避難指示解除にはまだまだ時間がかかると感じています。拠点区域外に既存の町道、県道を利用し、散歩やランニング、サイクリング等を安全に楽しめるよう整備計画し、新たな復興再生拠点として早期に除染、解体を進めることを提案したいと思います。町の考えをお聞かせください。

2、家屋解体後の宅地の維持管理について、(1)、家屋解体が進み、宅地の維持管理に課題があると感じております。除草剤の配布等町では早期に対応を始めておりますが、個人での対応にも限界があると感じます。そこで、防草シートの設置等長期にわたる防草対策に補助を行い、個人負担を軽減することで、防犯、防火、町内の美観につながると考えますが、町の考えをお聞かせください。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 1番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域解除について、(1)、特定復興再生拠点区域外の既存の町道、県道を利用し、散歩やランニング、サイクリング等を安全に楽しめるよう整備計画し、新たに復興再生拠点として早期に除染、解体を進めることを提案するが、町の考えはについてお答えいたします。私は、帰還困難区域の復興、再生なくして、ふるさと富岡の真の復興は果たされないと申し上げ、帰還困難区域の再生、発展に向けた考え方や段階的に再生することを富岡町帰還困難区域再生構想でお示しし、復興、再生に向け取り組んでおります。特定復興再生拠点区域に位置づけられなかった地域、いわゆる拠点区域外の再生に向けては、拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の明示、除染、家屋解体等の実施などを、帰還困難区域を抱える町村が一丸となり、国に強く要望するとともに、国や県、町との協議を幾度も重ねております。ご提案の新たな復興再生拠点については、特定復興再生拠点区域の拡大につながり、早期再生に向けた議論の皮切りになるものと考えております。拠点区域外の早期再生、また将来を見据えた土地の有効活用については、町全体の発展に向けた重要課題と認識しておりますので、ご提案を含め、今後検討を進めてまいります。

次に、2、家屋解体後の宅地の維持管理について、(1)、家屋解体が進み、宅地の維持管理が課題である。除草剤の配布等町では早期に対応を始めているが、個人での対応にも限界があると感じる。防草シートの設置等長期にわたる防草対策に補助を行い、個人負担を軽減することで、防犯、防火、町内の美観につながると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。一部地域の避難指示解除から3年半が経過しますが、解除済みの地域において、宅地等の管理が十分に行われず、住民の住環境に悪影響を及ぼしている事例があることは認識しており、このような土地については個人の財産であることから、保全管理に努める責務が所有者の方にあります。町といたしましては、避難生活を送る町民が町内所有地の保全管理を行うために一時帰町することで町内の状況を確認していただくことや定期的に除草を行うことで土地の荒廃を抑制することが重要であると考え、平成27年度より除草剤の配布を継続しております。現在、管理不十分な土地についての相談があった場合は、所有者や隣接関係者の間で連絡が取れるよう調整を図ることや文書による適正管理の周知に取り組んでいるところであります。議員ご提案の防草シートの設置等長期にわたる防草対策については、今後その効果等を見極めながら、負担の可否についても検討してまいります。防犯、防火、町内の美観など、良好な居住環境を築き上げるためには、町が取り組む全ての事業の相乗効果による町内居住者の増加が不可欠であるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ご答弁ありがとうございます。以前から町長も機会を捉えて全町解除するまできちんと除染もさせるということをおっしゃっておるのを聞いておりますし、そこにぶれていないのは存じ上げております。今回、特定復興再生拠点区域は2022年度までに解除されるということがあ

りますので、ぜひ最低でもその解除時期までには拠点となれなかった拠点外の地域の方向性、時期的なものも込みでお示ししていただきたいと私は思っておりまして、今回このようなご提案を申し上げました。

これ私のかかなり私案であります、10キロ程度の困難区域、今の拠点外の地域を少し線を引かせていただいて、10キロぐらいのコースを勝手に検討させていただきました。約半分が県道になります。これは県の協力も必要になるかと思えます。歩道的な施設で構わないかなと思うのですが、幅が3メートル程度で距離が10キロとすると、単純な工事費だけでもかなり高額になるかと、事業的にも大きくなると考えます。そこに用地購入であるとかイノシシ等の獣害の対策、あともちろん交通安全対策なども入れば、ちょっと単独費等で賄うには費用対効果はどうなのだというような考えも出るのではないかと考えます。しかしながら、以前今検討が進んでいる健康増進センターのところで、企画課長からご説明あったと思うのですが、ランナーステーションみたいな使い方をしながらというようなことで、そういったところで使えるのであればそれを延長して今の拠点外となっている地域の拠点にするためにそういった計画をそこまで延ばしていくというのは可能なのではないかなと思えます。今でもその健康増進センターと絡めたというか、そういったランナーステーションでランニングとかサイクリングとかというものをそこからスタートしようというような検討状況に変わりはないかどうか、まずお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今年3月に作成いたしましたアクションプランにおきまして、今ほど議員がご質問されたとおりでございまして、それに変わりはございません。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。ちょっと今ある健康増進センターの位置から考えると国道を渡ったりというような状況出ると思うのですが、ぜひ私はそこは国と協議して、アンダーパスなのか、国道上通ってもらうのかして安全に走れるような走路を考えながら検討していただきたいと思うのですが、今回こういった提案は初めてですので、皆さんそこまでお考えでなかったとしても、例えばその国道と協議の上、その道路に県道も含めてそういったアンダーパスとかオーバー、上を通っていただくようなこと可能かどうか、お答えいただけますか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今は安全に通行することが大前提となっておりますので、そちらの協議を進めながらできるところからやっていければと思っております。基本的には、平面交差を立体交差でいくというのが前提ですので、協議の中でどのような回答になるか分かりませんが、そういう進め方あると思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。ぜひそういった方向性が安全にということで、使いやすくなるので、使っていただける人が増えるのではないかと私は考えますので、先ほど町長がこの案も含めて今後検討していただけるということなので、非常に前向きなお答えだと思いますので、ぜひその辺も検討課題に入れていただければと思います。

今、急激な居住人口の増というのはなかなか望めない状況の中で、やっぱりこういったことで交流人口の増は期待できると思うのです。特定復興拠点外の除染や解体を速やかに実現して、最終的に町内で一番最後まで帰還困難区域となった地域に人が行き交う活気あるエリアとなる一つの方法だと私は思っています。これは困難区域の再生事業でありますので、国や県にも協力いただけるのかなと、その費用面であるとかそういったところだと思うのですが、その辺りこういったものを実現するときに国や県の補助なり交付金なりを使えるかどうか、見通しでいいのですが、お知らせいただけますか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほどご提案ありましたので、即答はなかなか難しいかと思っておりますが、まさに国においては原子力事故災害を受けた地域においては今後5年間の状況、また復興を進めていくと。そのときにもう一回見直ししましょうという話がございます。ということは、必然的に復興予算というものは継続するというごことですので、そちらの部分については国、県、町で協議しつつ、しっかりしたものを要求していくというのが町のスタイルでございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。今回このようなご提案させていただきましたが、この考え以外にも町でもいろいろな方法や事業を含め、検討をされていくと思います。これぜひ町全域に波及効果のある事業計画を検討していただいて、先ほども申しましたが、除染で出た土壌の仮置場として町のために協力していただいた地域でもありますし、しっかり除染後解除して復興できるように尽くしていただきたいと思います。また、こういったことで何か検討状況等に進捗があった場合にはぜひお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 当然拠点区域内のことについては、計画のとおり今進めております。あわせてその策定の段階ではございますが、拠点区域外における一番主要になるの広野小高線だと思っております。その路線がまだ点線、明確に出ていないということがございますので、当然のことながら次の段階に行くときには県に対してしっかりとその路線図を見せていただきたいということを要望してございます。加えて、今般議員ご提案の点についてもありましたので、こちらは県にはお伝えさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。目指しているところは皆さん一緒だと思います。帰還困難区域を一日でも早く解除して、きちんと除染して解除するというのが一緒だと思いますの

で、私もこの案だけでなく、何かいろいろ案を考えてまたご提案できればと思います。いろいろまた検討していただきながら、ぜひぜひ早く進めるようによろしく願いいたしておきます。

2つ目移ります。防草シート、個人の所有地であれば個人がもちろん管理しなければいけないというのも存じ上げておりますが、なかなか年齢的にもちょっともう富岡までなかなか運転して来れないなんていう方も、そんなしょっちゅう来れないのだなんていう話も聞きますし、タイミングが合ってお墓参りなどのときに除草剤まいてくるのだなんていう方ももちろんいらっしゃるのも聞いております。最近、特に夏になりまして、町道を走って、町道付近の解体したところの宅地が非常に草が生い茂っているのが気になりまして今回このようなことをさせていただきますが、やはり道路の申請であるとか火災についても非常に不安があるのかなと思います。今ほどありましたが、このほか除草剤以外今周知をしているというようなところではありますが、そのほか何かこういった対策がないのかといったご検討をされているかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

議員のご提案の防草シート、こちらにつきましては、今後町長答弁にもありましたとおり、効果等を見極めながら検討を進めていきたいというところでございますが、まず除草剤の配布というものを平成27年度から1年間で平均で約4,200個、約1,500世帯の方が利用をさせていただいて宅地の維持管理を行っているところでございます。まずはそちらの継続ということで、避難されている町民の方が一時帰町して町内の状況をご確認していただくというようなことが大事かと思っておりますので、まずはそういったところを中心に進めてまいりたいと考えております。また、なかなか遠くて町内にそんなに頻繁に帰ってこれないのだという相談があった場合には、シルバー人材センター等のそういった草刈り等の委託、そういったものをご紹介したりですとか、あと隣の敷地が草ぼうぼうで困っているのだというような相談があった場合には町を介して町内の環境美化条例に従いまして、そちらで空き地の適正管理をお願いしますというようなことで文書を差し上げたりであるとか、お隣同士で話し合いをしていただくような、そういった場の提供を行っているというところでございます。現在の状況はこんなところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。今課長おっしゃったように、隣がちょっとすごく繁茂してきているというような、私もちょっと聞いたのですが、それが何か違う意味でトラブルにならないければいいなというちょっと心配も、そこも若干心配があります。そういったことのないようにこういったところがいいのかなというところですが、その除草剤配布以外に除草対策、例えば私防草シートと申しましたが、それ以外にも例えば薄くコンクリートを引くとか、舗装をかけてしまうとかというような点もあると思うのですが、そういった何か支援のご相談というのは逆に町民の方からない

でしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

防草シートの設置であるとか、ただいま議員おっしゃられましたコンクリートであるとか、そういった直接的な相談というのは特に町には来ていない状況ではございます。ただ、その防草シート等のメリット、一度施工してしまえば10年間は管理が不要になりますよというようなこともあります、デメリットとしてなかなかその費用が割高であるとか、自己の所有地への関心がやはり薄れていくのではないかとということもございますので、そういったところをいろいろ総合的に加味しながら今後その除草対策、そういった宅地の管理につきましては検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の防草シートですが、町としても先ほど私が述べたように、効果等もしっかりと検証をしてやらなければならないということもありますが、何といても個人の所有地ですから、これに出す支援金というのは税金から出ていかなければならないものでございます。そういうことを考えれば、もう既に帰町して自分の宅地等々農地まできちっと管理をされている方、それから自分はもう社会資本のしっかり整ったところにうちを建てて生計を立て、そして富岡町の土地は荒れ放題でも見ても見ぬふりというようなことでは、そこに町民の税金を投入するというのがちょっと非常に機微なところがありますので、この辺もひとつお含みいただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 非常に重いお話をいただきました。まさにそういったやっている人とやっていない人でその差が出てしまうというのは存じておりますが、ひとつやはり今、移住、定住一生懸命町も頑張っているところで、その町内の状況を見たときに、そういった移住しようかなという人がこんなに荒れている土地ではと思われるのも、ちょっとなかなか移住、定住に向けて動きが悪くなってしまっているのではないかなということも実際考えました。そういったところでこういったご提案させていただいております。これ当町だけの問題ではなくて、避難指示出てやはり除染、解体が進んでいるところは同じような状況が恐らくあると思うので、ここは皆さんで連携して、そんなに、補助を出せといても半分出せとかというわけでもなくて、少しでは補助あるならやってみようかぐらいの補助でもいいと思うのです。上限はもちろん設けなければいけないし、土地広いところと狭いところであると思うので、少し一歩踏み出すような何か対策になればいいかなというような考えでもありますが、例えば同じような地域で連携してそういった課題として取り上げていただきながらいろいろ模索していただきたいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、当町のみならず、避難指示が出ていた町村というのは同じような問題を抱えていると認識しております。その辺りの課題をしっかりと各町村で共有しながら今後対策を練ってまいりたいと考えております。

さらに加えて、先ほど町長答弁の最後にもありましたとおり、そういった町内の美観など、居住環境をつくり上げていくためにはやはり全ての事業の相乗効果、こちらによりまして居住人口の増加というのが、やはり人口が多ければ、住んでいる人が多ければそういった荒れている土地というのが自然になくなっていくものと認識しておりますので、その辺りも含みながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。今年の夏特に思いました。しかし、草や木というのは生えていくとだんだん、だんだん広がっていくのもすごく時間がかからない。あっという間になってしまうと思います。これ対策やっていたらかなければ、なかなか後々逆にもう対応できないというようなことになりかねないので、ぜひいろんなところと相談しながら、協議しながら、一応この件についても検討はするとおっしゃっていただきましたので、何かしらの対応策が出ればいいなと感じます。ぜひ検討をいただきますようお願いいたします。

1 つ目の辺りもこの件含めてご検討いただくということですので、今後、相当検討をしていただくことを期待しまして私の一般質問終了します。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

続いて、9 番、渡辺三男君の登壇を許します。

9 番、渡辺三男君。

〔9 番（渡辺三男君）登壇〕

○9 番（渡辺三男君） 一般質問の通告議長に認めていただき、ありがとうございます。

まず、1、特定復興再生拠点区域内の農地の除染完了後の土地利用計画について、(1)、新夜ノ森地区は、国道6号線沿いに広い農地が広がっていますが、国道6号線の西側については耕作放棄地が出ないような仕組みづくりが必要だと私は考えています。町としてはどのような指導をしているのか、していないのか、お聞かせください。

(2)、(1)で述べたように、国道6号線の東側については除染完了後農地に戻すのではなく、町は環境省、地権者で話し合っ埋立てをし、工業用地にできれば素晴らしい場所になると私は考えていますが、町としてはどのような考えがあるか、お聞かせください。

2 番、国際教育研究拠点整備について、(1)、浜通りに福島第一原発に伴う避難指示が出された地域への立地を基本に決定すべきとし、生活環境、交通アクセスを考え、選定するよう求めていると報道されているが、我が町の誘致に当たっては町長としてどのような取組をしているのか、お聞かせください。

この国際教育研究拠点については、先ほど3番議員も細かく質問されました。中身についてはすばらしい、質問者も答弁者でもすばらしい内容のやり取りがあったと思いますが、その辺は十分理解しておりますので、その辺を加味しながら答弁していただければありがたいと思います。よろしく願いします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 9番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域内の農地の除染完了後の土地利用計画について、(1)、新夜ノ森地区は、国道6号線沿いに広い農地が広がっていますが、国道6号線の西側については耕作放棄地が出ないような仕組みづくりが必要だと私は考えていますが、町としてはどのような指導をしているのか、していないのか、お聞かせくださいについてお答えいたします。これまで避難指示が解除された区域の農地は、福島県営農再開支援事業の除染後農地の保全管理を活用し、耕起や除草などの保全管理を実施してまいりました。特定復興再生拠点区域の農地についても、農地の再荒廃を防止する観点から、平成30年12月に設立された新夜ノ森・川田地区農業復興組合が先月より保全管理を開始しており、引き続き当該組合による活動を支援してまいります。一方、本町の農業を取り巻く状況は、長期避難の影響により、従来からの農業従事者の高齢化及び後継者の不足が喫緊の課題となっております。町といたしましては、今年度創設した新規担い手確保・育成事業を最大限に活用するとともに、JAとの共同による町外農業法人の町内参入の促進など、担い手の確保に努めており、今後とも国、県、町農業復興組合や町農業委員会などと連携し、特定復興再生拠点区域の農地の耕作放棄地化を防止するとともに、将来の営農再開を見据えた事業を展開してまいります。

次に、(2)、(1)で述べたように、国道6号線の東側について、除染完了後農地に戻すのではなく、町、環境省、地権者で話し合っ、埋立てして工業用地にできればすばらしい場所になると私は考えますが、町としてはどのような考えがあるのか、お聞かせくださいについてお答えいたします。拠点区域外の土地活用は、富岡町帰還困難区域再生構想において、安定した生活と生活利便性の向上に資する商業施設の立地促進を目指す沿道型商業活性化ゾーン、農業を主体としながらもあらゆる分野における産業が発展できる地域を目指す農用地活用ゾーンと位置づけており、ご提案の工業用地も有効な再生手段の一つと考えることができます。再生に向けた土地利用方針は、社会情勢を踏まえつつ、その時代に合った取組や復興の牽引力を総じて議論いたしましたところでありますので、ご提案を含め、今後検討を進めてまいります。

次に、2、国際教育研究拠点整備について、(1)、浜通りに福島第一原発に伴う避難指示が出ている地域への立地を基本に決定すべきとし、生活環境、交通アクセスを考え、選定するよう求めていると報道されているが、我が町の誘致に当たっては町長としてはどのような取組をしているのか、お聞

かせくださいについてお答えいたします。国際教育研究拠点誘致に当たっては、拠点に関する様々な情報を収集するとともに、最もふさわしい地域であることを示すことに取り組むため、福島県や大学等との意見交換を実施しております。福島県との意見交換では、国際教育研究拠点が福島の復興を力強く牽引し、世界へ発信する拠点となり得ることを互いに認識するとともに、優秀な人材を招聘し、拠点での研究が世界に通用するような施設を県や大学等と力を合わせ要望することを確認いたしております。これらを踏まえ、私は機会あるごと福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議で取りまとめられた内容に基づく施設を要望するとともに、双葉郡全体、ひいては福島県全体が復興を成し遂げる広域的視点をもって積極的に迎え入れるための準備を進めておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ご答弁ありがとうございました。

まず、国道6号線の西側についてですが、平成30年に川田地区で管理組合が発足したということで、やっているという報告がありました。全協の中で環境省から、特定復興再生事業の農地に関しては90%がもう除染が完了して農地に戻せたということで、かなりの反別があるのかなと思います。聞いたところだと77町歩くらいあるみたいな話ですので、1団体では当然やっていけないと思うのです。2団体、3団体くらいの管理組合が発足しないとこれだけの農地の管理はなかなか難しいということなのですが、第1点目にまだ困難区域であるがゆえになかなか出入りも難しい部分があろうかと思うのですが、この農地に関しては解除になる前にこういう管理組合が入って自由に維持管理をできるような方法づくりができるのだと思いますが、その辺の維持管理が自由に入ることができるような仕組みづくりの根本的なやり方をまず教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたように、現在川田地区で保全管理がスタートしております。あちらについてもバリケードがありまして、トラクターを入れるについても内閣府と調整をしまして、許可証を取って保全管理をしているという状況です。解除前から保全管理についてはできるということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そうしますと、許可を取って当然自由に入れる川田地区にとってはいろいろ鍵のかかっているところが随分ありますので、そういう鍵も自分で持参しているのか、役場で耕作組合か何かで鍵を持っていてそれを開けに行くのか、いろいろ面倒な点があろうかと思うのです。

あと1つは、耕作組合がやるにしても困難区域なのです。なぜ困難区域にしているかということに

なると、やっぱり線量が高いということで、線量で身体に障がいが出る可能性もあるのかなと思うのです。そういう部分に関してはどんなお考え持っていますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、鍵の開け閉めと申しますか、そちらですが、こちらにつきましては基本的にダイヤル式のものを設置しておりますので、そちらについて町から復興組合へ教えて出入りをするというところでございます。

線量の件ですが、こちらにつきましては、川田地区については面的に除染がある程度完了しております。農地の空間線量についても下がっている状況を確認はしておりますが、そういう線量的なことにつきましては町でも貸出しの線量計等ありますので、そういうものを復興組合にお貸しして、できましたらその線量管理というのも行っていたいただきながら作業をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 現在の特定復興再生拠点ですが、議員もご存じのように、A地区、B地区、C地区というようなことでやっております。それで、除染が完了したということで今度は管理組合が管理をしているわけですが、まだ新夜ノ森はB、C地区ですか、あちらですと除染を今やっている最中で、これが完了すれば線量も低減するというようなことであります。その辺は議員ももうご承知のことだと思いますが、川田地区はA地区ということで、除染が完了したので、管理耕作を始めたということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 除染を完了したということなのですが、当然年間被曝線量1ミリ以下にするには0.23だということで、0.23にはまだまだ程遠い数字なのかなと思うのです。数字的には0.23に程遠い数字だとしても、管理組合が鍵を管理しながら自分で入って草刈りやらを管理してくるということであればそんなに被曝はしないのかなと思うのですが、ただそういう状況の中で管理組合が管理するわけですから、やっぱり線量を幾ら食ったかの調査とか、そういう部分はやっぱりきちっとやっておくべきかなと私は思いますので、ぜひその辺の線量管理はお願いしたいと。

あと、この6号線から西側地区に関しては、富岡町でも有数な農地が広がっていると。意外とよその地区から見ると、王塚地区とかと高津戸地区と比べても何ら遜色のないようなすばらしい農地が広がっていると。きちっと耕地整理もされているし、端に行けば細かい農地があるのかといたらそういう農地はほとんどなくて、1級農地が広がっておりますので、管理組合1団体では到底無理なのかなと思いますが、今年度に関してはまだA地区だけですので、その辺は間に合うのかなと思いますから、B地区、C地区に関しては早急な立ち上げが必要なのかなと思います。当然B地区については今年度で大体農地は完了するのかなと思いますので、B地区に関しての耕作組合の立ち上げなんかはど

の程度進んでいるのか、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず1点目、線量管理の件ですが、これからB、C地区についても引渡しを受けて、順次保全管理に入ってくると思います。まだ農地周辺等についても未除染のところ多少残っていると思いますので、そういうところについてはしっかりと線量をまず調査してから保全管理に入るように指導していきたいと思います。

あと、現在1団体でやっております。15名程度でございますが、川田地区だけを今やっておりますので、できております。B、C地区入りますとさらに広がってきますので、現在についてB地区、C地区について新たな団体を立ち上げるという段階にはありませんが……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） ああ、そうです。申し訳ありません。立ち上がった復興組合については、基本的に今回の拠点エリアについて全てをカバーしていただくということで立ち上がっておりますが、さらに組合員の増加については町も協力をして、増えるように指導というか、協力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） A、B、C地区管理組合全て一緒ということで、新夜ノ森地区の人たちが一番多いのかなと私推測するのですが、なかなか解体が進んで、もう震災から10年だということで、農業機械も使えないとかいろんな問題が出ているみたいです。そういう中でなかなか管理組合の人数が増えるというのは難しいかもしれませんが、私もその地区ちょっと自分の農地もありますので、当然できる協力は私もいたしますけれども、一人でも多いメンバーが増えることをご期待しながらこの1番の問題に関しては終わりたいと思います。

次、(2)番ですが……

〔何事か言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） はい。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員またご存じないのかもしれませんが、復興組合そのものはおおよそ3名程度で、30ヘクタールぐらいずつの管理をしてございます。そういう意味では、新夜ノ森そのものは16名でありますから、もうここ70ヘクタール強あっても十分対応できると。今までやってきた困難区域以外のもの、これについての復興組合そのものはそれほど数も、ニーズもそんなにあるものではございません。大規模な農業機械で、1台でおおよそ10ヘクタールから20ヘクタール程度の管理をしているということでもありますから、十分対応できるということですので、ご理解をいただきたい

と思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いや、全くその辺は私も無知でしたので、3人1組で20ヘクタールくらいは十分管理できるよということで、すばらしい管理ができればそれで十分私も理解いたしますので、今後国道から西側地区に関しては、先ほど言ったようにもう1級農地が広がっておりますので、すばらしい管理ができることをご期待いたします。

次、1の（2）に入らせてもらいます。農地が返還されて、復興拠点の中ですが、6号線から東側に関しては仮置場になった地区でもありますし、私は仮置場になる前から仮置場地区に関しては返還された後の跡地利用をしっかりと考えていただきたいということは、会議の中でも何回も言っております。その中で、実際農地ですので、環境省との借地契約の中では原状に戻して返すということですので、当然農地に戻して返すのが契約どおりだと思います。埋立てをするなんていうことは契約違反になってしまいますので、そんなことは地権者の了解なしではできない問題ではないと思うのです。ただ、この機会ですから、その仮置場地区に関しては全部が全部埋め立てしてどうのこうのではなくて、今6号線を挟んだ東側地区、ほんの一部です。反別にしては10町歩あるかないかなのかなと思います。そういう中に民間の宅地も随分あろうかと思いますが、そういう場所を地権者といろいろ話合いの下で何とか埋立てできないかというのが私の考えなのですが、町としては先ほどの町長の答弁では、いろいろ今後検討課題というような答弁ありましたが、田んぼに戻してからだと、それを埋め立てして工業用地とか商業用地とか、そういうのには難しいのかなと思うのです。そういうことで、田んぼに戻す前にそういった議論を深めるおつもりはあるかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 国道6号東側においては拠点の中と外という形で線が引かれている部分でございますが、今ほど議員から挙げられたとおり、6号東側の南北に広がる農地関係については大体20町歩ぐらいあるということでございます。その農地を戻して、その後の土地利用については常々議員からもご指導をいただいている部分でございますが、ゾーニングの中では、町の再生構想の中でも沿道型商業活性化ゾーン、それから農用地の活用ゾーンという形をさせていただいて、いかにするかということがまだ実際結論という形で至っていないところが現状でございます。確かに仮置場のおかげでこれまで富岡町が復興再生に向かって進んできたということは間違いのないことであって、その土地をどう再生していくかというのは大きな問題だと思っております。まずは農地に戻すというのが環境省と地権者との契約の中ということでございますから、原状回復は当然のことだと思っております。その後の土地利用についてはちょっとまだ議論が尽くされていないという部分がございますので、しっかり進めさせていただきたいと思っております。

ちなみに平成29年のときに、産業振興課を中心に土地の利活用関係について意向確認をさせていただいた点があって、お話を伺いました。その際はまだ先が何も決まっていない段階でどうのこうの言

うことではない、判断ができないという形の回答が多うございましたので、だんだん姿が見えてくる段階でその地権者の方々といろいろと相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今、執行部から説明がありました。その説明も一理あるのかなと思うのですが、農地に戻してから再度地権者と協議しながらとか町の構想を考えながらというのはもう遅いと思うのです。当然荒っぽいようですが、埋め立ててあの一帯を、全域を商業ゾーンに使うとすれば、この際ですから、田んぼに戻す前に、農地に戻す前にそういう検討をすべきだと私は思うのです。といいますのは、農地に関しては私も衣食住の中で重要な農地だと思っているのです。食は一番大切ですから、あそこの地区も基盤整備されたすばらしい農地だと私は理解しているのです。ただ、そういう中でも、富岡町6号線南から北に走ってくる中で両脇を見て走ってくると、もう6号線の両脇商業地域になっていないのはどこですか、下郡、原下地区、あそこも1級農地ですばらしい農地です。それで、管理組合がしっかりして、常に田んぼには米を作付して、もう震災後すぐにそういうことをやっております。走ってくると、あとはその新夜ノ森地区の今回復興拠点に入っている両側。両側に関しても、ぽつらぽつらではありますが、商業施設が張りついているということで、あそこをもう除いてしまうと6号線の両側はないのです。

そういうことから考えても、今上郡地区に産業団地、下郡、上郡、産業団地つくっていますが、あそこを産業団地にしろということではなくて、商業地をじゃんじゃん伸ばせということでもないのです。ただ、あの地区を埋立てをして、商業地域とか産業地域、いろんな用途に使えるような状況をつくり上げておけば、第一原発の廃炉の事務所も当然張りつくだろう。倉庫も張りつくだろう。第二原発の廃炉に関しても、やっぱり事務所系は6号線についたところ、便利のいいところに張りつくと思はれるのです。そういうことで、そういう部分の用地確保も私は必要なのかなと。産業団地今造成しておりますが、企画課長の話を聞くとすばらしい実績を上げていらっしゃって、張りつく企業が多いと。あの勢いでいけば、もう産業団地埋立て完了して、全部が埋立て終わった後で、埋立てが間に合わないくらいにもう企業が張りつくような勢いで今いますので、当然そういう場所がまだまだ富岡に必要だと思うのです。ただ、必要だといっても、なかなか山の中につくったりすると利便性の問題で張りつきにくい部分もありますので、ぜひそういうことであの地区を埋立てして商業地域にしていただければありがたいなと思はれるのですが、どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに議員ご質問いただいたとおりでございまして、農用地をいかに活用していくかということがまだ議論が尽くされていないと考えてございます。用途替えについては様々制度関係もございまして、そちらも念頭に入れながら進めていくべきだと思いますし、今ほど挙げました産業団地につきましても、おかげさまで国の支援、それから企業の理解、それから議会のご理解もいただきながら、造成前ではありますが、声をかけていただいて、ほぼほぼ内定が決まっていくよ

うな状況でございます。次のステップということも考えますと、当然議員ご提案がありました工業用地という形もあり得るかと思っておりますが、ちょっと繰り返しになって申し訳ございませんが、まだちょっと議論が尽くされていないという部分でございますので、今後検討を進めさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。6号線の西側、今回復興拠点地域に入っている地区だけで今私話しておりますが、本来であれば仮置場地区に関しては、やっぱりここは農地で利用するのだよ、ここはやはり農地にはあまり向いていないねという部分がいっぱいあろうかと思うのです。そういう部分を早くやっぱり町として協議していただいて、環境省が農地に戻す前にそういう議論を進めてやっていけば無駄のない作業ができるのかなと私は感じておるのですが、その点に関してはどうでしょう。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに効率よく、税金を無駄に使わないという視点では当然のことだと思っておりますが、環境省がやるべき事業というのは原状回復ということでございますので、その後タッチできるのがどこの部署になるかという形になるかと思えます。無駄のないことは当然詰めなければいけない。効率的に進めるということについてもしっかりと議論を進めさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 農地の観点から産業振興課長、何かありますか。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 農地の活用ということですが、現在町で進めている農業振興地域の見直しにつきましては、現在拠点区域といいますか、帰還困難区域についてはそこを含めない形で見直しを行っているところであります。議員から農地、商業地、工業用地ということでご提案をいただいておりますが、今後そちらにつきましては、所有者の方、地域の方のご意向を確認しながら見直しは行っていくのですが、そちらで随時農地の方向性については検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私は無駄のない事業をやっていただきたいということで、農地にまず戻す前に何か動けることはないかと思って考えていたのですが、町としてはあくまでも農地に戻してからのお話だという答弁かと思えます。そういう中で、ぜひ新夜ノ森、小良ヶ浜、深谷地区については、富岡町全体の汚染物質を受けた地域なのです。そのことを十分考えていただきながら、今後農地の利用計画とかいろんな部分にそういうことを踏まえて利用計画を立てていただければありがたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員今ほどのお話ですが、あそこを仮置場として利用するときには議員の強い要望があつてなつたと思います。そういう意味では、地権者と環境省が契約をしたときに、農地に戻す必要はないということではなくて、何でかんで農地には戻してくださいということであの許可を得ていると思っておりますから、これらについては環境省が何と言うかということだと思いますし、地権者の方についてもしっかりとこれから意向を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町長の話理解できましたが、あそこを仮置場に貸すときには、7年くらい前になるのか、あのときには当然貸すときには原状復旧、それが普通のやり方で、地権者としてはもう原状復旧は間違いなく望んだということで、それから時が過ぎてもう10年です。先を見たときには、何十年かかるか分からないような状況が生まれています。そういうことを考えていただきながら今後農地の利用計画立てていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。1の（2）もこれで終わります。

次、2番ですが、浜通り地区の国際研究拠点構想ということで、2024年度本格開所を目指し、議論大詰めに来ている。このことについて各町村があまり目立った誘致活動はしないようにということで、町長としても水面下でどのように誘致活動をしているのか、執行部としてもなかなか表立って誘致活動、県に陳情に行ったり、国に陳情に行ったり、そういうことがなかなか一町としてはできないような状況が生まれているのかと思うのですが、そういう状況の中でもいろいろ各部署が、3番議員のときに説明があつたように、いろんなその条件整備はいろいろやっているのかなと思うのですが、そう言いながらもやっぱりこういう事業が来るとなればすごい用地が必要になってくるのかなと思うのです。前にこの議論の中で、町長が土地としては約50町歩くらい必要ではないかという言葉もちょっと出た経緯があります。その50町歩というのは、まとまった50町歩なのか、1町に点在しながらの50町歩なのか、その辺はいろいろ今からの議論になってくるのかなと思うのですが、実際それだけの規模の土地となると、なかなか富岡町でも場所を選定するのが難しいのかと思うのです。そういう状況の中で、万が一来るとすればそういう場所をどの辺に設定するのか、多分中身までは言えないのかなと思うのですが、その辺町長どんな考え持っていますか。

○議長（高橋 実君） 午後1時まで休議します。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

9番、渡辺三男君の午前の質問に引き続き、企画課長の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員ご質問がありました国際教育研究拠点の候補地となる場所の選定ということでございますが、いまだにその全容がまだ明らかになっていないという部分があります。その中で各自治体においては、どこの場所にどのくらいの規模感でということていろいろ検討を進めているという情報も得ております。

そのような中、町執行部の中では、首都圏からの往来等々を考えると、駅周辺もしくは高速道を中心に考えなければいけないのではないかとこの点もございまして、アップダウンのないところがいいのではないかと、様々な点がございまして、当然新しく道路を1本つくったほうがいいのではないかとこの提案もいろいろございまして、大なり小なり数か所の候補地を選定してございまして、当然開発行為という形になれば埋蔵文化財等々のこともございまして、そこら辺もしっかりと考えながら町執行部内では現在のところ調整をしております。まだ公表できるような段階でございまして、これから県の意向調査等々についてはしっかりとそこら辺の情報もまた聞き入れながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 国際教育研究拠点構想については、やっぱり一番大変なのが、各町村あまり誘致活動をしないうということて県が主体になってやっぱり動いているのかなと思うのですが、やっぱりやることをやらないと当然誘致活動に負けてしまうということて、3番議員にも答弁あったように、榎葉町は誘致場所としてJヴィレッジ近くの町有地ということてはきりうたっているのです。とこのいいますと、やっぱりJヴィレッジもありますし、広野に行けば未来校ありますし、かなり私から見ると誘致に関してはもう大先端になっていっているのかなと思うのですが、立地場所を明確にすれば勝てるということてはありませんが、やっぱりそういうことを明確にするのも一つの案のかなと思うのです。交通、利便性のよいところということも言っておりますので、企画課長が言うように駅周辺、国道の沿線、あとは高速道路のインター近くということては当然な思案かなと思うのですが、どういう場所につくっても1本すばらしい道路を入れればそれでいいのかということて、やっぱりそういうことでは私はないのかなと思うのです。

そういうことから考えれば、先ほどの質問に少し戻ってしまうのですが、やっぱり6号線沿線をも商業地域とかあまり無指定で取りあえずは埋立てするなどして、あの辺から第1の候補として広がりを持つのも一つの方法かなと思うのですが、そういう方法もあるかどうか、課長にお尋ねします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに他自治体においては、場所をこちらだということて示して、上位計画にも載せたいという旨の報道は聞き及んでございまして、それは受け止め方次第でございまして、それを載せれば誘致が決まるというものではないと考えておりますし、その選考基準というものがまだ明らかになっていない部分については、まさに誘致は戦略でございまして、しっかりと戦略を組ん

でいきたいと思っています。また、今ほどありましたその6号沿線ということも当然候補地の一つとして考えてございますので、申し添えたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。我が町の町長も、いろんな部分で国にはもうじゃんじゃん物を言っていると思うのですが、広域圏組合辺りでも陳情に行ったということで8月26日の新聞にも載っております。当然浜通り地区ということになれば、広域圏組合も軸にして誘致活動というのは当然な話だけれども、それでは全体の誘致活動になってしまいますので、ぜひまだまだ未知数ではありますが、我が町の町長にも国に力を、誘致活動に力を入れていただければありがたい。また、最終判断は県の裁定になろうかと思えます。そういった場合にはやっぱり県とある程度太いパイプを持つ県会議員が出ているうちが一步リードするかなとは思っているのですが、県会議員は一町の議員でもないので、その辺は十分県会議員も理解していると思えますので、ぜひ町長には誘致活動に励んでいただければありがたい。また、これが実を結ぶことになれば、一大飛躍してもう人口増につながっていくのかなと思えますので、ぜひ町長、よろしくお願いします。今後の町長の誘致活動を期待しながら、町長の最後にもう一言いただいて終わりたいと思えますので、ぜひ今後の力添えを示していただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 国際教育研究拠点の誘致については、私も復興大臣あるいは自民党の加速化本部に行っても、これらの誘致活動はしっかりと伝えてございます。ただ、県からこれからヒアリングがあるということで、知事は立地町等々については面会をしないというような今スタンスでございますから、これがヒアリングの後にはしっかりと県から復興庁に進言をして、そして復興庁から発表されるということをお聞きしておりますので、しっかりと誘致活動をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私は、大きな2問質問をさせていただきました。私なりに理解いたしましたので、今後さらなる努力ですばらしい答えが出るように私も努力しますし、執行部の方々もよろしくお願ひしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

続いて、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目ではありますが、帰還困難区域の避難指示解除についてということでもあります。まず初めに、(1)といたしまして、町内の特定復興再生拠点区域は、令和5年春の避難指示解除を目指し、解体、除染が進められております。先日の全員協議会でも環境省から除染の進捗状況の説明がございましたが、その状況から考えますと避難指示の解除、今目標にしているこの令和5年春という避難指示解除の前倒しが可能ではないかなと考えております。現在、避難指示解除に向けた今後の具体的工程を町としてはどのような工程で環境省と交渉しているのか、お答えいただきたいと思っております。

次に、(2)といたしまして、特定復興再生拠点以外の避難指示解除に向けてということでもあります。同じような質問がございましたが、私のほうでは10年一区切りというところでもありますけれども、やはりこの解体、除染が進んでいかないことにはいろんな意味で先が見えないというようなことがあります。その進める一環としまして、町及び地元業者が積極的に関わることによって一日でも早く除染の着手をしていただきたいと思っております。町長も新聞等を書いてある中でいろいろ考えておられるようですが、本日はその辺についてもお聞きできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな2番目、今後を見すえた生活環境改善についてということでもあります。これは国際教育拠点のことが、一般質問でも前段、前々段の議員からも出ておりますが、最終取りまとめの中に生活環境・まちづくり・立地地域ということで、生活環境についてが結構いろいろと書かれております。広範にはなるのですが、これは現状の富岡町を考えたときに、やはりこれにこだわるわけではありませんが、そういう考え方でそういう町づくりが必要だろうと考えまして特に今回質問させていただきます。その中に「研究者の夫婦がそれぞれ働ける生活環境を整える必要がある」というふうな一文があります。これは拠点に関する最終取りまとめなので、研究者夫婦となっているわけですが、これは同じように富岡町で働く人たち、働く夫婦、あるいはここで夫婦になって働いていく人たち、今後の富岡町の人口増を考えていったときに、少子高齢化という中で働き手不足で特に女性の活躍が叫ばれている昨今、やはり夫婦それぞれがフルタイムできちっと働ける環境というのが必要だと思います。特にこの拠点の中では、若手研究者やその家族を受け入れるということを考えていったときに、現在学校の中で小さいこども園が預かっている子供は夕方遅くまで延長の預かりがございました。ただ、小学生になるとそれが時間が早くなってしまって、実際にフルタイムで働くのが難しい状態にあります。昔は富岡町も町内におじいちゃん、おばあちゃんがいたりとかということで誰か面倒を見てくれる人がいましたが、新たに富岡に住んでいる人、今の現状で考えますとやはりそういう環境が整っていない。そういうところにきちっと手を差し伸べていく施設が必要ではないかということで、放課後児童クラブ等ということで書かせていただきましたが、そういう施設が必要と考えております。それに対して町の考えについて、教育の場面でありますので、特に教育長にお答えいただければと質問を通告しております。

以上、大きな2点よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、遠藤一善議員の一般質問については、1について私からお答えし、2については教育長よりお答えいたします。

1、帰還困難区域の避難指示解除について、(1)、町内の特定復興再生拠点区域は、令和5年春の避難指示解除を目指し、解体、除染が進められている。除染の進捗状況から避難指示解除の前倒しが可能と考えるが、避難指示解除に向けた今後の具体的工程はについてお答えいたします。町は、特定復興再生拠点区域復興再生計画で当該区域の避難指示解除目標時期を令和5年春とし、まずは除染や建物解体、上下水道等のインフラ整備を着実に進め、公園等の環境整備についても各課横断的に取り組んでおります。避難指示解除に向けては、除染や建物解体の進捗や放射線量の推移を見極めることが大前提となりますが、これまでに避難指示が解除された地域同様、住民説明会などで皆様のご意見を伺い、避難指示解除の約1年前となる令和4年春には準備宿泊を開始することが理想であると考えております。現在、既設の物理的防護措置の在り方や防火、防犯対策の強化などについて国との協議を進めており、具体的な工程として物理的防護措置の撤去時期等を現段階で明言することはできませんが、今後も協議を重ね、避難指示解除前の準備行為を含めた帰還困難区域の早期再生に向けた取組を議会をはじめ町民の皆様にお示しできるよう努めてまいります。

次に、(2)、特定復興再生拠点以外の避難指示解除に向け、解体、除染を町及び地元業者が積極的に関わることにより、一日も早い除染の着手を目指すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。現在国は、特定復興再生拠点区域と位置づけられなかった地域の避難指示解除に向け、地元の意向に沿う拠点区域外の土地利用に向けた新たな避難指示解除の仕組みを検討していると伺っております。これまで町は拠点区域外の再生に向けた要望を重ねておりますが、今般地元意向に寄り添う国の姿勢が見られたことは、再生に向かう本格協議のスタートラインにようやく立てたものと考えております。再生着手に当たっては、除染作業を熟知した地元企業が積極的に関わることで地域に寄り添った丁寧な除染、さらには地元企業の育成や地域経済の発展が期待されることから、今後も国との協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2については、教育長、よろしく願いします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 2、今後を見すえた生活環境改善について、(1)、「国際教育研究拠点に関する最終取りまとめ」に、「研究者の夫婦がそれぞれ働ける生活環境を整える必要がある」との一文があります。今後、若手研究者やその家族等を受け入れるためには、放課後児童クラブ等の子供預

かり施設が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

国際教育研究拠点に関する最終取りまとめやこの拠点のモデルとしているアメリカの成功事例を見ますと、研究者やその家族等を受け入れられる生活環境、インフラの整備が重要であり、中でも教育、医療、交通等の整備が極めて重要であることが読み取れます。ご質問の放課後児童クラブ等の子供預かり施設はまさにこの部分に該当するところであり、研究拠点関係者のみならず、現在の在校生や今後移住してこられる方々においても必要となる施設であると認識しております。

預かりに関する本町の現状につきましては、さきの6月議会におきまして申し上げたところですが、体制や内容についてまだまだ充実していく必要があると考えております。今後は、研究拠点の整備工程や年内がめどとされる政府方針を注視するほか、保護者へのアンケートなどで需要を把握しながら体制、内容の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 答弁ありがとうございます。

まず1点目、(1)から入らせていただきます。ただいま町長の答弁の中で、肯定的にまず準備宿泊の開始が4年春をめどに1年前から始める予定で考えているということでありました。この準備宿泊が4年から始まっていくというのは非常にありがたいことではあるのですが、復興拠点の中はずっとバリケードの中で、なかなか家に許可をもらわないと自由には立入りできないような状況になっておまして、準備宿泊となりますとやはりそれなりに家の中の状況も若干ではありますが、改善しなければなかなか準備宿泊をできない状況があります。やはりそれを考えますと、準備宿泊が開始される以前にまず立入りの緩和といいますか、もう少し自由な形で立入り緩和ができて、宿泊する準備を整えるということが必要になってくると思うのですけれども、その辺の立入り緩和に関しましてはこの準備宿泊と併せてどう考えているか教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど町長が答弁いたしました準備宿泊の開始目標時期ということ令和4年春ということを目指すということで現在国にもお伝えさせていただき、その諸準備としてバリケードの撤去関係についても当然のことながら協議をしております。バリケードを撤去するという形になれば、当然のことながら特定復興再生拠点区域内の立入りには自由になれるものと考えておりますので、そこの撤去と立入り規制緩和というのはイコールとして考えて現在国と協議を進めております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） もう一度申し訳ないのですが、バリケードの撤去という今言い方でありまし

たので、バリケードの撤去は準備宿泊よりどのぐらい前に現在考えて話をしているのか、それとも除染がこの辺まで終わらないと進まないと考えているのか、どちらの理由であっても準備宿泊よりどのぐらい前にバリケードの撤去というのが可能になってくるとお考えなのか、再度お答えください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） バリケードの撤去時期等については現在協議中でありますので、いつまでということはなかなか明言することはできませんが、当然今現在進めている除染、解体関係の工事の進捗とモニタリングという部分も当然出てきます。そのことも踏まえて、アクションプランの中ではモニタリングの時期をしっかりと早めに出していただきたいというもので環境省と協議をさせていただき、若干ではございますが、早めに出していただくよう環境省の方も努めていただけたことになりました。まさに今議論している最中でございます。それで、時期等について明らかになった際には、当然のことながら議会にも説明しなければいけないと考えておりますので、もう少し議論を尽くした上で説明をさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 理解いたしました。時期的にということで、当然ではあります、準備宿泊より何か月間か前にバリケードが外れるというように、住民側はやっぱりそう思っておりますので、ぜひともそういう形で進めていただければなと思います。環境省のモニタリングも、町から要請を受けて早めに始まりましたということでありましたので、その辺は本当にありがたいことだと思っております。このバリケードを外していくということでたくさんいろんな問題点があるかとは思いますが、この準備宿泊に向けたバリケードの撤去というのは、今でいうと先行区域とA地区、B地区、C地区があるわけですが、きちっとC地区のところまで全て準備宿泊ができるということで考えてよろしいということでいいのか、お答えください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、議員おっしゃられたとおり、その準備宿泊前に外れることを考えている、想定しているということでございますので、そうなれるようしっかりこれから国とも協議を進めさせていただきたいと思っております。

そして、外すことで問題がいろいろ出てくるかと思っております。それはこちら、平成29年に解除したところの地域でも当然そういうことはありました。そこの問題を早めに解決に向かっていくという洗い出しということ、作業も必要かと思っておりますので、この点について十分進めたいと思っておりますし、C地区の話が出ましたが、そちらも含めて拠点内という形の一くくりで考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） いろいろな問題点ということの中の一つに、今解除になっているところは帰

還困難区域との際の話があったのを非常に覚えています。今回もC地区のところには住居があるので、解体の同意率がまだ実際には、同意が90%以上いていますけれども、解体の申請はまだ受付中なのでということがあったわけですが、仮に住宅がないところであってもそれなりに際の50メートルというのは現在のところどう考えているのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 際除染の件でお答えいたします。

今回特定復興再生拠点区域、これを解除するに当たっては、特定復興再生拠点区域と拠点外のところの際が当然生じております。その中で、除染をする必要がある宅地であるとか、農地であるとか、そういったものについては、これまでの解除済み区域と帰還困難区域であったところの際と同じような考え方で、当然除染が必要なところ、解体が必要なところ、解体、除染ですから、解体、除染が必要なところにつきましてはこれに合わせた形で今後除染が進められるというふうなことでご理解を賜りたいと思います。一応環境省からはこの線のラインでということでの協議を今進めているところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひとも際のところも含めて、解除になったところのときに起きたことは事前にクリアして、なるべく目標が前倒しになって解除ができるように進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、(2)であります。先ほど今の際のこともありますが、際が出てくるのは先行して出てくると思うのですが、やはりこの拠点外のところ非常に重要になってくると思うわけですが、先ほどの前の一般質問のところでも白地地区という、拠点外のところを白地地区と発言させていただきたいと思うのですが、白地地区の方々やはり先が見えないといろんなことが考えられないという回答があったというふうな答弁があったわけですが、多分そのとおりでと思うのです。来年に向けて今話合いが始まったばかりだとは思いますが、やはり先を考えられるようなことというのは、やはりいつ頃から除染が始まって、解体が始まってということになるのかなと思います。特に今町長もいろんなところで発言をいただいているのを新聞報道等で見聞きしておりますけれども、町が主体になって除染をしていくというときに、当然環境省なり国なりからの委託を受けて工事をしていくという形で、避難地区以外のところの町村がやっていたような形というふうな形で進めていくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに先ほどの議員一般質問の中で私のほうで答弁させていただきましたが、先が見えないとなかなか答えられないというのは当然でございます。その先を見いだすために、いつ頃解除できるのか、そしていつ頃から除染、解体関係着手できるかということをもまさに今国と協議を進めていることとでございます。委託を受けて工事するかどうかという前に、まず除染ができるか

どうかというところの話を持っていかなければいけないなと思っておりまして、再生着手という新たに議員からお言葉いただきました。いかに早めに進めていくためにはという策をいろいろと町から提案させていただき、現在国でその考え方の整理を今していると伺っております。まだ国としてのお答えをいただけていないので、何とも言えない部分ではございますが、まずは除染に着手するというところを町としてはしっかり求めていって、その後こういう話が出てくるかと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては私の私案でありまして、まずはこれを実行していただくには国で法律を変えなければどうにもなりません。そういうこともあって、なかなか今大変な状況だと思います。ただ、私はこの拠点外のことについて国が言及してくるのは、令和4年の春には大熊町、双葉町が解除になりますから、そうするとその解除になる前に説明会というものが必ず行われると思っております。そのときには解除になる住民ばかりではなくて、解除にならない住民もそこには同席すると思っておりますから、そのときに国が次の段階というものをしっかりともうお示ししなければ当然その説明会というものは紛糾すると思っておりますから、国もそれを標準に今進めていると私は思っております。そういうことで、我が町は令和5年の春ですが、そういう意味では少し早めにこれらのことが国から聞けるなど私は今踏んでいるところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 町長の私案ということで交渉しているということですが、私もあの一文を新聞で見たときに、全く町長の考えているとおりで進めていくのが一番確実で早い着手ができるのかなと非常に賛同しておりますので、ぜひともこれからも国との交渉よろしくお願ひしたいと思います。

今、町長からも隣、双葉町と大熊町の令和4年春というのがあって、当然富岡町は着手が、認定が遅かったので、令和5年春となっていたと思うのですけれども、やはり大熊町とはつながっているわけですので、ぜひともその辺協力しながら、町長が今話されたように少しでも早く、そしてできれば除染が切れ目なく進んでいくという形で進んでいけば、除染が終われば仮置場もなくなるということになっていきますので、ぜひとも早い時期に決めていただければ、我々もいろんなところで頑張っていきますので、ぜひとも町も頑張りたいということで、改めて本当に一日も早く先を決めていただきたいということをお願いしたいと思います。これは、すみません。同じ答えになってしまうので、これで1番目の帰還困難区域の避難指示解除については終了いたします。

次に、2番目の生活環境改善ですけれども、先ほど教育長から必要性は認識していると、ただ内容の充実が必要だということがあったわけですが、具体的に何回かお聞きしているのですけれども、現在学校の中に放課後児童クラブがあるわけですが、この放課後児童クラブの現在の利用の規則というか、どういう方がどういう時間までいてというような形になっているのか、申し訳ないのですけれども、確認の意味でご答弁をお願いします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございます。現在、学校の余裕教室を用いて行っております預かりにつきましては、特に規則というようなもの、縛りというようなものはなくて、小学生におきましては全員スクールバスが出発するまでもしくは外部支援の支援員の方たちによる余暇時間を過ごし、遊びが終わるまではいただいております。中学生につきましては主に部活動がございますので、そういった時間で放課後は利用しているところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） スクールバスが出るまでということになっているわけですが、スクールの時間はそれなりに明るいうちになると思うのですけれども、スクールバス2台動いていると思うのですけれども、最初のスクールバスと最後のスクールバスの時間に差があるのであれば、最初のスクールバスが何時で、後のスクールバスが何時出発なのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

スクールバス出発時間曜日によって違う部分はございますけれども、一番早いスクールバスの出発時間は3時20分となっております。それから、現在そのスクールバスが3往復といいますか、3回出ておりますので、それが30分置きに出ておるということで、最終の出発時間は3時20分の1時間後、4時20分ということになります。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） スクールバスで通っている子は4時20分にスクールバスが出てしまいますと、家に親がいないところに戻ったりとか、それは震災前でもあったわけですが、こういう隣近所が少ない状況ですので、やはり仕事から帰ってきた親が確実に家にいられる時間まであったほうがいいと考えるのですけれども、このスクールバスの最終を遅い時間にするというのも考えられるわけですが、ただそこにはそこで子供を見てくれている人の勤務の時間というか、そういうことも関係すると思うのですけれども、今預かりをしている方々の勤務の時間というのはもう少し遅いスクールバスの時間になっても大丈夫な状態なのか、やっぱりちょっと無理があるのか、教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 現在、放課後子供たちの活動を見守っていただいている職員というのは、月曜日、金曜日におきましては外部支援員の方でして、こちらの方は特に勤務時間の定めとか、そういったものはございませんで、形としましても謝礼というような形でやっていただいておりますので、若干融通性は利くと思います。一方、火曜日から金曜日につきましては、外部支援員ではなく私ども会計年度任用職員の学校図書館司書ですとか学習補充員で行っておりまして、その職員におきましては学校教職員と同じ勤務時間形態を取っておりますので、そこは執務上制限が出てまいるところでございます。そうしたことから、今後充実というところにそういった方々に会計年度任用職員で

はない、時間に縛られないような方々を採用する、お願いすることによって解消はできるものとは考えるところであります。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 働き方改革があることで非常に大変なことになっているのは承知しております。実際の通常の職員が遅くまでとなるとなかなか大変なことあると思うのですけれども、今学校の中で見ているということで、空き教室ということなので、基本的には学校管理下ということになるのだと思うのですけれども、当然学校管理下ですと最後に学校を閉める時間というのもいろいろあるかと思うのですけれども、現在のところその学校を閉める、昔は残業とか先生方されていて、結構遅くまで学校開いていた記憶があるのですけれども、今現在ですと学校は何時頃に基本的には閉めるような形の勤務体制になっているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 定時ということでありまして、やはり4時20分ないし4時半ぐらいの時間にはなっております。ただ、今も昔も多少の残業等ございますので、現在の実態としましては学校の施設等に関しましては教職員がやっただけのような状況にはございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然朝早いので、夕方早いのはもう当たり前のことで、働き方改革の中でやっていく。当然見るほうも働き方改革で、預けるほうも女性活躍の場で働き方改革があるわけで、どちらも同時に成り立つのは非常に難しいわけですが、今学校の中で十分使っているわけですが、この国際研究拠点そのものが今浜通り、双葉郡にということで、富岡町に関しては富岡町に来ていただけるように町長を先頭として皆さん頑張っているわけですが、仮にこれが富岡町に来るとか来ないとかということとは別に、大きなこの研究施設ができたときに、そこに来る人たちがどこの町に住む、それに選ぶためには研究者の年齢とか研究者の家族構成とかによって違ってくるとは思うのですけれども、少なくともやはり子供がいるご家庭、これから子供をつくろうとしている家庭の研究者の方にはぜひともそのとき富岡に住みたいと選んでいただけるような環境をつくっていかねばいけない。当然教育環境だけで選ばれるわけではないのですけれども、特に教育のところは非常に重要になってくると思うので、そういう観点からするとこのいろいろな問題点というか、充実がきちっと1人でもされている中で、そういう共働きの人がきちっと預けられる状況をつくっておかないと、何がこれから問題になるのかもはっきりしてこないと思うのですけれども、その辺に関しては充実をさせるというか、充実をさせるイコール時間を少しずらすということなのだと思いますけれども、その辺に関しての検討というのはされているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

まず初めに、1つだけ訂正させていただきます。本校の教職員の勤務時間は16時40分になっております。

それで、先ほど話もありましたけれども、文部科学省からも働き方改革の通知が来ておりまして、これは学校でできる仕事は学校の教員がやりなさい、学校以外でできるのは学校以外の人に任せなさいと指示されております。ですから、その辺も考えながら、この時間を延長できるかどうか、それから外部の人材をどのくらいもらわなくてはいけないのかということ、それを総合的に判断しましてこの放課後児童クラブ等については考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 現在ある学校の中で預かっているところはまだまだ改革の余地はあるのですけれども、いろいろ検討をされているということなのですけれども、ちょっと教育委員会から外れてしまうような話になってくると思うのですけれども、実際にこういうことを考えていきますと、いろんな今の問題点を考えると、学校と別なところいわゆる昔の児童館みたいな形のものが必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、町としてはこの学校以外の施設の方針についてはどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

全体的なお話ということなので、私からお答えさせていただきますが、はっきりと今の学校を活用した放課後児童クラブ預かりというところの代替というか、その先の考え方についてはまだ確たるものを持っているところではございません。しかしながら、本来的な話をいたしますと、学校がすべきことと、それから行政というか、地域がすべきこと、しっかりそこは分けなければならない。この放課後児童クラブだったり、預かりというところについては、震災前もそうですが、学校から一旦離れた形で実施していた。これが理想だろうと思います。ということで、そういう観点から今後全庁を挙げて、ご指摘もありますので、検討してまいりたいと。1つは地域交流館であったり、新たな施設というところもありますけれども、1つは地域交流館の使い方であったり、運用の仕方であったり、それから子供たちが増えていけば当然震災前のような児童館的な施設も必要になろうかと思いますが、そこまでいく過程の中で今ある施設をどう運用するか、利用していただくかということからまずは考えていくべきだろうと思いますので、その検討をさせていただきたい、進めたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今、総務課長から話があったわけですが、一つの考え方として子供が増えていけばという今観点があったわけですが、これはやはり人口がある程度いて、ここで結婚して子供をつくってという形で増えていくというのが本来大きな一つの流れだと思うのですけれども、現状の富岡町とあと10年先の富岡町を考えていったときに、やはり生まれた子供から徐々に増えていくというよりは、こういう大きな研究拠点とかこういうところへ来たときに、既にもう子供を連

れてここに来るといふこともあろうかと思ふのです。それを考えていったときに、すぐには言いませんけれども、やはり富岡に住んでもらうという選択肢を選んでもらうためには、そういうところがなかったらあるところに、やっぱり子供を持っている親御さんは子供優先になれば当然そういうところに住むと思ふのです。そうなってくると、せつかく大きな流れがあるのに子供がなかなか増えていけないというような現象が起きてくると感じているわけです。やはり子供がいないところに町の未来はないといふのはみんな思っているところですけども、町長の話にもありましたが、町を未来につなげていくためには子供ができるだけではなくてそういう子供のいる、あと産業団地に来る従業員の方も含めて子供がいる人がここ、富岡に住んでもらうという選択肢を早急に考えていかなければいけないのかなと思ふのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘ももっともだと思つています。ちょっと短い時間で私が先ほどお話ししたので、一足飛びの話になっておりますけれども、将来的に別な施設といふか、児童館的な施設はそういう状況になったら必要であろうと。そこまでの行く過程においてすぐさま施設がつかれるものでもないで、今学校でやっていただいていることの内容充実を経て、その後例えば既存の施設であったりといふところを使いながらどういふ体制を持つていけるかといふところを検討していきたいと。こういう流れの過程の中で、その先に新たな施設が、別の施設があるのだらうといふようなお話でございましたので、お話ししていただいているそのところは我々一緒だと思つておりますので、ご指摘のとおりしっかりと検討していきたいと思つています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この教育拠点も、もう令和4年、令和5年といふ数字が出ているわけですので、やはりそんなに時間があるわけではないので、早急に検討を始めていただければと思つています。いかんせん皆気持ちは同じで、富岡町をもっともっとよくしたいと。安心して子供を育てられる環境に一步でも近づけていきたいと思つておりますので、ぜひとも検討を早めに進めていただいて、充実して子供が育てられる環境をつくっていただければと要望いたします。

要望で最後終わってしまいますが、これをもちまして私の一般質問を終了したいと思つています。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とい

たします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで、令和元年度の一般会計における健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。

報告書を御覧ください。まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないことから該当がなく、また将来負担比率につきましても充当可能財源が将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、前年度から1.4ポイント改善の3.2%となりました。また、資金不足比率につきましては、いずれの特別会計においても資金不足が生じていないため、該当はございません。

なお、このことに関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりでございますので、ご確認をお願い申し上げ、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第14号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第15号 令和元年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第15号を報告申し上げます。令和元年度富岡町継続費精算の報告についてで、令和元年度において継続年度が終了いたしました継続費の精算をご報告いたします。

ご報告いたします事業は、平成30年度、令和元年度を事業年度とする第6款農林水産業費、第1項

農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業であり、年割額の総額 7 億 4,040 万 4,000 円に対し、支出済額の総額 7 億 3,949 万 3,000 円として精算をいたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、ご報告をするものであります。

報告は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 15 号 令和元年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

2 時 15 分まで休議をいたします。

休 議 （午後 2 時 0 5 分）

再 開 （午後 2 時 1 5 分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第 60 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第 60 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、大和田勲氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に引き続き大和田勲氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

大和田氏は、昭和 52 年 9 月に本町に生まれ、年齢は 42 歳。夜の森南地区に居を構えておりましたが、震災により現在は広野町にお住まいであります。平成 12 年 3 月に東北学院大学経済学部を、平成 14 年 3 月には大原簿記法律専門学校を卒業され、同年民間企業に就職後、平成 18 年からは有限会社アド・プロ広芸社に勤務し、地域との協働による社会の発展に貢献するという信念の下、積極的に活動されております。平成 19 年から平成 25 年までの 6 年間、南双葉青年会議所の会員としてご活躍され、平成 25 年 6 月からは NPO 法人チームふくしまに所属し、福島ひまわり里親プロジェクトの中心メンバーとして、障がい者の雇用支援や観光振興、防災教育を目的としてヒマワリの種を通じた地域の交流づくりに積極的に取り組むなど、教育、福祉、雇用、観光と幅広い分野において社会貢献活動を続けておられる方です。平成 28 年 9 月からは、富岡町教育委員会委員として、全国に避難している子

供たちの支援、そして帰町に向けた町内での学校再開にもご尽力をいただきました。

このように大和田氏は、本町の学校教育や社会教育を推進するために必要な豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆様にお諮りいたします。本来であれば、ここでただいま同意されました大和田勲さんにご挨拶をいただくところではありますが、諸般の事情により翌日に改めてご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日16日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時28分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 教 宏

議 員 佐 藤 啓 憲

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和2年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和2年9月16日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例について

議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例について

議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例について

議案第66号 字区域の変更及び画定について

議案第67号 工事請負契約について

議案第68号 工事請負契約の変更について

認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 7 2 号 令和 2 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 3 号 令和 2 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 4 号 令和 2 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 5 号 令和 2 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 6 号 令和 2 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 7 号 令和 2 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 6 1 号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 6 2 号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 3 号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 6 4 号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例について
- 議案第 6 6 号 字区域の変更及び画定について
- 議案第 6 7 号 工事請負契約について
- 議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について
- 認定第 1 号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 7 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君
3番 佐藤啓憲君
5番 高野匠美君
7番 安藤正純君
9番 渡辺三男君

2番 佐藤教宏君
4番 渡辺正道君
6番 遠藤一善君
8番 宇佐神幸一君
10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課 主幹兼課長補佐	猪狩直恵君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事會事務局局長

小 林 元 一

議事會事務局局長

猪 狩 英 伸

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡 辺 正 道 君

5番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長(原田徳仁君) おはようございます。それでは、議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について提案内容の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、福島第二原子力発電所の廃炉決定に伴って交付される電源立地地域対策交付金の一部が、原子力発電所発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、通称廃炉交付金に一部切り替わるため、その交付金を公共用施設整備に充当する基金に積み立てるため、一部を改正するものであります。

議案第61号別紙資料、富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例新旧対照表を御覧ください。まず、条例の名称でございますが、「富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例」を「富岡町公共用施設整備基金条例」に改め、第1条において基金の名称をそのように変えております。

また、第2条において、新たに「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」を追加するものです。

なお、附則において施行期日を公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例について提案内容の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほど議決いただきました条例の一部改正のとおり、福島第二原子力発電所の廃炉決定に伴って交付される原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を公共用施設の維持運営に充当する基金に積み立てるため、一部を改正するものでございます。

それでは、議案第62号別紙資料、富岡町公共用施設維持運営基金条例新旧対照表を御覧ください。
第2条において、新たに「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」を追加するものでございます。

なお、附則において施行期日を公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 富岡町公共用施設維持運営基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例について提案内容の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましても、先ほど議決をいただきました条例の一部改正のとおり、福島第二原子力発電所の廃炉決定に伴って交付される原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を公共施設の維持修繕に充当する基金に積み立てるため、一部を改正するものでございます。

それでは、議案第63号別紙資料、富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例新旧対照表を御覧ください。

第1条において、基金の名称を「富岡町公共用施設維持基金」に改め、第2条において新たに「原

子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」を追加するものでございます。

なお、附則として施行期日を公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） おはようございます。それでは、議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和2年6月定例会におきまして富岡町児童館条例が廃止されました。このことに係る本条例の条項の一部を削除するため、また関係法令の改廃に伴い所要の改正を行うものであります。

別紙資料4ページ、議案第64号別紙資料、富岡町交通災害共済等に関する条例新旧対照表を御覧ください。第4条中、現行の「保険業法（昭和14年法律第41号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和24年法律第184号）」を改正案、「保険業法（平成7年法律第105号）」に改め、第7条第11号「町立の児童館に入館している4歳未満の幼児」を削除し、第12号を第11号に改めるものであります。

なお、附則におきまして本条例の施行日を公布の日からと定めるものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 富岡町交通災害共済等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例についての件を議題といたします。総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例について内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法の規定に基づき設置した富岡町公設地方卸売市場の運用及び管理等の事項を上位法令である卸売市場法、福島県卸売市場条例により定め、生鮮食品の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、町民生活の安定に資する目的で昭和54年に制定されております。今般上位法令であります卸売市場法の改正により、本年6月21日付で福島県市場条例が廃止されたため、本条例を廃止するものであります。

なお、附則におきまして施行期日を公布の日からとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 富岡町公設地方卸売市場条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 字区域の変更及び画定についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めますが、本議案につきましてはさきの全員協議会で説明がありましたので、詳細を省いた説明としてください。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第66号 字区域の変更及び画定についての内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました字区域の変更及び画定については、富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の換地処分に係る字区域の変更及び画定であり、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を議案第66号別紙画定調書のとおり変更し、新たに画するものであります。

別添資料の議案第66号別紙資料1を御覧ください。1ページには、今回字区域を変更し、新たに画する箇所を赤枠で示した位置図をお示しさせていただきました。

次に、同資料3ページ、別紙資料2を御覧ください。字区域、字名の変更概要図になります。現在の字界が黒色の点線であり、その字名を黒文字の括弧書きで示しており、曲田土地区画整理事業地を茶色の点つき実線で囲っております。今回、変更する新たな字界は、おおむねが曲田土地区画整理事業地内で赤色の実線で区域界を、また新たな字名を赤文字で記載しております。変更となる字名と新たな字名につきましては、現大字小浜字中央の一部と大字小浜字反町の一部が新たな字名として図左下の中央3丁目と図左上の曲田に、また大字小浜字中央の一部と大字仏浜字釜田の一部及び大字仏浜字西原の一部が新たな字名として図右上駅前に変更するものです。

なお、図左中ほど、曲田土地区画整理事業地で隣接地と一体的に利用されている学校用地については、現大字小浜字中央のまま新たな地番を付すものとし、また図中ほど及び図左端の曲田土地区画整理事業地の隣接地の一部については土地利用上、一連に隣接する新たな字名に抱合変更するものです。

なお、同資料5ページ、議案第66号別紙資料3-1と、6ページ、議案第66号別紙資料3-2には

変更となる地番を含めた変更明細図を、また同資料9ページ、議案第66号別紙資料4には参考資料といたしまして曲田土地区画整理事業の街区を重ねた字界字名の変更概要図をお示しさせていただいております。

次に、議案第66号にお戻りいただき、議案第66号別紙を御覧ください。本確定調書は、別添資料でご説明させていただきました新たな字名を左側に、その右側に新たな字名に包括される現在の字名を旧大字と小字名として、その右側に該当する土地の地番を示したものであり、今回上程いただきました議案、字区域の変更及び画定を行う土地の全てであります。

なお、当該字の区域の変更及び画定は、地方自治法施行例第179条の規定に基づき、土地区画整合法第130条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行するものとするものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 字区域の変更及び画定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋 実君） 起立多数であります。（賛成8名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、議案第67号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

過日、富岡町文化交流センター舞台照明設備更新工事の入札を行い、別紙資料1のとおり仮契約をいたしましたので、議会の議決をいただくものです。

11ページ、議案第67号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。

工事番号、名称は、第20—7101—15007号富岡町文化交流センター舞台照明設備更新工事であります。工事の場所は、富岡町大字本岡字王塚地内です。末工期を令和3年3月25日としております。工事請負代金の額は8,943万円です。請負者は、株式会社松村電機製作所東北支店、支店長、元白弘和です。

なお、12ページには本契約の特約条項、13ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料15ページ、議案第67号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。本工事は、電源立地地域交付金により、平成16年度より使用している舞台照明の老朽化や既設調光器盤の生産終了に伴いサポートの終了を迎えるなどのことから、2か年において更新を図る1期目の工事であります。資料左側にはホール断面図とホール後ろ側にある主幹盤、調光器盤の位置の平面図を記載しており、工事箇所的位置を赤色で示しております。右側には、工事の主な内容を記載しております。今年度の工事においては、ボーダーライトのLEDへの更新、スポットライトの更新、デジタル化に対応するためのコネクタの増設、調光操作卓用コネクタボックスの改造、主幹盤及び調光器盤の更新を行うものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今課長の説明で、平成16年からの老朽化ということなのですが、これ東日本大震災とか、あと原発事故とかで使わなかったとか、そういったことによる影響なのか、それとも更新ということであれば、例えば何年間に1回は定期的に取り替えなければならないという決まりがあるのか。

あと、取りあえず今回はこの説明の①から⑤なのですが、また追っかけ来年とか再来年とか、次から次にまた交換する場所が出るのか、この辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えさせていただきます。

震災のときのことにしましては、平成29年に再オープンする際に必要なところ、稼働しなかったために不具合が出ているところとか、そういったところを修繕しているところがございますので、そのほかの部分につきましては平成16年より機器等はそのまま継続して使っているというところがございます。調光器盤においても、やはり必要な不具合のところだけは修理して使えるような状態としておりますので、全体の平成16年から使っているそのほかの部分も含めまして、今回工事を更新をしたいということがございます。

それから、これから更新するものにつきましては、今1期目ということで、主幹盤、それから調光器設備とか、そういったところを更新するとしていますが、2か年ということで計画しておりますので、次年度においてはそのほか残った部分のライトの部分が主でございますけれども、それを次年度に更新するということになります。その他につきましては、通常どおり使用できるというふうなこと

でございます。

それから、更新の期間ということでありまして、一般的にメーカーの推奨等がございますので、おおむね11年から長いものでは15年程度が更新の推奨時期となっております。一般的にホールの調光設備につきましては、おおむね大体15年でほかのところも更新しているというような状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第68号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回上程いたしました工事請負変更契約は、本年6月18日、第5回定例会で議案第51号として工事契約の同意をいただき進めておりました富岡町カントリーエレベーター敷地造成工事に係る変更契約であり、変更内容といたしましては契約金額の増額変更及び工期の延長であります。

資料17ページ、議案第68号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約書の変更に係る工事請負変更契約書であります。工事の番号、名称は、第20-0610-15014号でございます。富岡町カントリーエレベーター敷地造成工事であります。請負者は、株式会社高葉建設です。本変更契約書における条項につきましては、第2条で工事請負代金758万8,900円を新たに増額するものとし、第3条で工事の完成期日を令和2年11月30日を令和3年2月26日としております。

資料19ページ、議案第68号別紙資料2を御覧ください。資料右側上段に変更内容を記載してありま

す。まず、①の契約工期の変更理由につきましては、敷地造成工事及び建築工事請負者との協議において、都市計画法第29条の開発行為申請が必要であることが判明し、許可までに時間を要することから、工事一時中止の措置を取っております。また、新型コロナウイルスの影響による材料調達に期間を要することもあり、末工期を変更するものであります。

次に、主な工事変更内容についてご説明いたします。1点目としまして、建築工事との調整により、造成計画勾配を変更したことによる盛土量の増となっております。

2点目としまして、上水道工において、施設での火災時に近接する道路の進入が困難となる場合を想定し、防火水槽の位置を町道側へ変更しております。また、上水道管を確認するため試掘をした結果、設計資料とした台帳との相違が確認され、現況に合わせ取り出し箇所と施工箇所を変更するものであります。

3点目としまして、下水道工におきまして地下水の影響が懸念されることから、VU塩ビ管からリブ管へ変更するものであります。

4点目は、上下水道工事施工位置が歩道内でございますが、架空線等の支障により、歩道内だけでは施工することが困難と判断いたしまして、車道片側通行としながら施工することから、交通誘導員を計上し増額とするものであります。

なお、本工事の末工期の延伸により、カントリーエレベーター整備事業、建築工事も、工期の延伸を必要としますが、年度をまたぐ工期の変更は財源である福島再生加速化交付金において諸手続が必要であり、現在は変更契約ができないこととなっております。町予算におきましては、補正予算案におきまして繰越明許を設定しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後とも安全第一に工期内の完成を目指し工事を進めていきますので、議員皆様のご理解をお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者より併せて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第1号から第9号まで続けて総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 次に、会計管理者より一般会計、特別会計併せて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（猪狩 力君） それでは、令和元年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

議員の皆様にはあらかじめ配付してあります令和元年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算概要説明書によりご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和元年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきましては、出納閉鎖期日である令和2年5月31日をもって出納を閉鎖し、歳入歳出予算について調整し決算いたしました。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により、関係書類を添えて令和2年7月1日付で富岡町長に提出しております。

初めに、令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の概要であります。まず、歳入についてご説明いたします。収入済額は222億8,758万5,526円で、予算現額224億2,222万1,000円に対し、収入割合は99.4%となりました。調定額は228億181万94円で、調定額に対する収入割合は97.74%となりました。調定額に対して収入未済となったものは、町税3,333万7,698円、使用料及び手数料1,339万6,300円、国庫支出金3億5,571万4,570円、県支出金1億1,096万円、諸収入81万6,000円であり、総額は5億1,422万4,568円となりました。不納欠損はありませんでした。収入済額のうち基金からの繰入金の総額は76億6,868万8,343円となり、内訳は財政調整基金15億3,174万9,000円、町勢振興基金20億円、災害復興基金8億956万円、文化スポーツ振興基金2,518万7,800円、電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金4,900万円、公共用施設維持運営基金3億8,600万円、双葉地区教育構想支援基金19万2,000円、復興交付金基金（2件）3億3,233万7,244円、福島再生加速化交付金基金（3件）20億9,072万6,000円、再エネ復興まちづくり基金1,376万4,000円、避難地域復興拠点推進交付金基金1,988万

5,297円、公共用施設整備基金1億9,700万円、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金2億1,304万6,298円、森林環境交付金基金24万704円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。歳出総額は、178億7,669万1,113円で、予算現額224億2,222万1,000円に対し79.73%の執行率となり、50万以上の不用額が生じたものは議会費2件、総務費21件、民生費13件、衛生費8件、労働費ゼロ件、農林水産業費、2ページをお開きください。農林水産業費10件、商工費9件、土木費19件、消防費8件、教育費17件、災害復旧費1件であり、不用額の総額は7億1,686万4,073円となりました。予算を流用したものの105件、4,369万1,000円、予備費を充当したものの7件、674万円でありました。

次に、実質収支の状況について申し上げます。歳入総額222億8,758万5,526円、歳出総額178億7,669万1,113円、歳入歳出差引額44億1,089万4,413円、次年度へ繰り越すべき財源36億7,017万1,844円、実質収支額7億4,072万2,569円、基金繰入額4億円となっております。

次に、財産等の状況についてご説明いたします。令和元年度財産に関する調書は、決算書中180ページから187ページのとおりであります。

3ページをお開きください。令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から10ページの令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、3、実質収支の状況についてのうち実質収支額の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額1億8,648万8,806円。

4ページをお開きください。令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額457万3,134円。

5ページをお開きください。令和元年度富岡町公共下水道特別会計歳入歳出決算、実質収支額5,315万2,228円。

6ページをお開きください。令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額722万7,004円。

7ページをお開きください。令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額2,066万2,739円。

8ページをお開きください。令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額1億7,844万3,373円。

9ページをお開きください。令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、実質収支額321万2,352円。

10ページをお開きください。令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額141万9,315円。

以上で令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計も併せてお願いいたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） それでは、代表監査委員により令和元年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。

1 ページをお開きください。令和元年度決算審査意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。①、令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑨、令和元年度富岡町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑩、令和元年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間。令和2年8月5日水曜日、6日木曜日、7日金曜日までの3日間。

2、審査の基本方針。令和元年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財政の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的・経済的・合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか。また計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にし審査した。

3、審査の結果。初めに総体的な審査結果について、令和2年8月4日までに町長から送付された令和元年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ所期の成果を収めたものと認めた。また、令和2年7月13日に町長から送付された令和元年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括、5、審査の内容、6、補助金の審査、7、基金の運用及び管理状況については、各項目にコメントをしてあります。11ページの中ほどのむすびを朗読いたします。むすび。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか、また、

条例や規則などの例規を遵守し、厳格さをもって事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

本町においては、帰還困難区域を除く避難指示が解除されてから3年5か月が経過し、町内居住者も1,480人を超え、徐々ににぎわいも戻りつつあると感じられる。そのような中で、帰還困難区域の復興に向けた特定復興再生拠点区域の復旧・復興、さらなる定住人口や交流人口の増加を促進する施策、さらには特定復興再生拠点以外の区域の再生や国際教育研究拠点の本町への立地に向けた施策が主な政策になるものと推測されるが、量的にも質的にも既存の枠組みにとらわれない斬新かつ果敢な行財政運営が引き続き求められるところである。

令和元年度決算においては、一般会計の決算規模は歳入222億8,758万5,526円、歳出178億7,669万1,113円、特別会計が歳入58億6,824万7,557円、歳出54億1,306万8,606円で、一般会計と特別会計を合算した決算総額では、歳入281億5,583万3,083円、歳出232億8,975万9,719円となっており、総体的にはおおむね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債比率が昨年度より1.4ポイント減となる3.2%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は、28億8,418万7,000円で、昨年度より5億1,214万1,000円減少するなど、着実に財政の健全化が図られていると評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未償額が5億1,422万4,568円となっており、その内訳は町税3,333万7,698円、使用料及び手数料1,339万6,300円、国庫支出金3億5,571万4,570円、県支出金1億1,096万円、諸収入81万6,000円となっている。

これらのうち繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、受益者負担の公平性の観点に加え、今後納税意識の低下による滞納者の増加も懸念されることから、各担当部署で保持する滞納者の状況等の情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において、4億9,768万4,094円の歳入欠陥が生じており、内容を聴取した結果、本件についてはやむを得ない事務処理であったと判断したが、歳入欠陥は歳出予算の執行を阻害するおそれもあることから、安易に歳入欠陥を生じさせることのないよう、適正な予算要求と執行管理に努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が3.2%で、不用額の総額は7億1,686万4,073円となっており、前年度よりも割合及び不用額も増えている。不用額を出す要因としては、年度末まで支出の可能性があるための予算を確保しておくべきものや事業の改善、工夫による節減によるもののほかは、過大な積算によるもの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議による遅れ等で事業未了となるものなどが考えられるが、以前の決算審査において指摘した支出見込みがないにもかかわらず、減額補正をせず、安易に不用額を生じさせている事案については、改善も見受けられるが、これらは効果的な予算の再配分を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

震災以降、予算規模が増大する中で、ともすると予算計上、予算執行に緩みが生じる傾向も否定できず、予算編成に当たっては、明確な事業計画に基づく緻密な予算見積りによる予算計上、情勢の変化に伴う更正や追加などを適宜行い、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求を心がけていただきたい。そして、その執行に当たっては、前例にとられないより柔軟な創意工夫により、地方自治法の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。

以前より、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足に起因すると推測されるミスが散見されていることから、引き続き職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策を強化されるよう要望する。

また、限られた財源を有効活用し健全で将来にわたる持続可能な行財政運営を目指すためには、財政シミュレーションを示す必要があると思われる。試算するには、非常に苦慮するものと考えているが、検討していただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、令和元年度の決算審査の意見書とする。

以上です。

○議長（高橋 実君） それでは、この際お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、この後休業をし、富岡産業団地及び総合スポーツセンター内に整備された防災備蓄倉庫の現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

ただいまより休議をして、先に産業団地、次に防災備蓄倉庫の現地調査を行いますので、各自速やかに現地に集合していただきますようお願いいたします。

それでは、11時半まで休議します。

休 議 （午前10時17分）

再 開 （午前11時22分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。21ページの住宅使用料につきまして、こちらの収入未済について内訳を教えてくださいと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 住宅使用料の収入未済額1,339万6,300円の内訳ということでございます。町営住宅の使用料でございます現年分について67万5,100円、それから過年度分の使用料といたしまして1,254万1,200円、借り上げ型町営住宅使用料といたしまして、これも現年分でございますが、18万円という内訳になってございます。過年度分につきましては、震災前の町営住宅において滞納があった分とご承知おきいただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 過年度分については、震災前も多額の収入未済ございましたので承知しているところですが、現年度分につきまして結構67万円等ございます。こちらについての対応というのはどのようにされているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 現年分の町営住宅、災害公営住宅に入居されている方の使用料の分ということになりますが、このことについては当然のことながらその都度督促をし、電話での催促、それから臨戸訪問によってどういう状況で滞納になっているかの確認をしながら納入を促しているといった状況でございます。このうちの約30万円ほど、半分ほどは既に今年度において収入していると。残りの分についても鋭意納入に努めるということになっております。それから、借り上げ型町営住宅につきましては、このことについても同じような対応をしておりましたが、年度の当初に全額納入されているといった状況です。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） コロナ禍で家庭状況等あるかと思いますが、引き続き適切に対応していただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） しっかりと……すみません。様々使用料については滞納が重なる。重なったことによって納付、納入されづらくなるという現実もありますので、初期の対応が大事だと思っておりますので、そのようなことで今後も対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 原子力事故損害賠償金につきまして、金額の大きいものだけで結構ですので、内容を教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 令和元年度においては行政経費に対する賠償といたしまして、平成27年度の仮設住宅の除雪にかかる経費ということで1,156万3,405円、それから平成28年度、29年度の職員の通退勤にかかる経費ということで3,170万2,494円、計4,326万5,899円と収入しております。また、行政財物賠償といたしまして学校用地、墓地、それからその他、田や畑に係る賠償といたしまして1,008万6,783円を収入して、合計で5,335万2,682円ということで合意、収入したといったところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 用地等不動産の賠償もされるようになってきておりますので、こちらにつきましても適切に請求していただいて、今後の町政運営に一般財源として利用されるかと思うのですが、適切に請求していただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘のとおりしっかりと協議して収入してまいりたいと思います。財物賠償については、宅地、それから宅地見込み地と見られるところについて、前年度、平成30年度に35億円ほど賠償を受けておりまして、令和元年度について1,000万円ほど、残りは山林、それから流木等々、それから建物というものもございまして、そのほかの動産もございまして、それらしっかりとまとめて請求してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ここから歳出になります。

54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 企画費の13節の委託料なのですが、最後の最後まで不用額が580万円ほどあるのですけれども、これはどういった不用額だったのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） こちらの委託料は、次のページ、71ページの上段にあります復興支援業務委託料の数字がほぼほぼになってございます。こちら復興支援でございますが、当初3人で予算を計上させていただきましたが、優秀な人材がなかなか見つからないという部分でございました。その分の1名分が減と大きくなってございます。なお、年度途中でございますが、昨年度6月以降、フルタイムではないのですけれども、1名補充することができたということがありましたので、その差額分が今回不用額となっております。もう一名何とかフルタイムではなくともと探しているところではございましたが、そういうなかなか見つからないという事情がございましたので、この額がそのまま不用額となったものでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 監査の報告にもあったわけですが、人件費であれば3月の補正、3月の議会のときにある程度読めたかなと思うので、なるべく決算まで残さないで、はっきりしている委託料に関しては補正をするという形を取っていただければと思いますので、その辺注意をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご指導いただきありがとうございます。この点につきましては、監査からも指導いただきましたので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。
6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 81ページの23の償還金、利子及び割引料のところなのですけれども、これも町税の過誤納付金なので、早いうちに判断できたのではないかなと思うのですけれども、支出が。これも750万円最後まで不用額で残ってしまったのはどういうことだったのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

町税の過誤納還付金につきましては、年度末までどのくらい金額が出てくるかというのは分かりません。町民税ですと一度に多額な還付金が発生するような場合がございますので、年度末までの予算を確保しておかないと還付できなくなってしまうので、金額的には750万円と大きいのですが、致し方ないということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。
6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この選挙の費用なのですけれども、費用のことではなくて投票率の件なのですけれども、この後もあるので、申し訳ないのですが。参院の最初で、投票率が45.49ということで、50%っていないということになっています。年数も随分たってきましたが、やはり選挙で40%台というのはなるべく少しでも投票率を上げるように考えていかなければいけないと思うのですけれども、昨年度の最終的な状況として反省点とか、投票率が低かったの反省点とかありましたらちょっとお答えください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 投票率が低いということが続いていることについては真摯に反省しなければならないと選挙事務をする者としては考えるところではありますが、我々例えば期日前投票をしっかりと期間取ってやっている、それから投票所についても可能な限り、若干減らしているところはありますけれども、可能な限り設置して、投票率の向上に努めているといったところでございます。ここ近年の選挙において投票率が低いところの一つとしては、大変残念なことではありますが、町内のことになかなか興味を持っていただけていない方が増えてきているのではないかなと、有権者のせいには大変申し訳ないことではありますが、そこが一番大きなところではないかと選挙管理委員会を含め分析をしているところでございます。ではありますけれども、投票率を一定水準を確保するというはしっかりと行政をチェックしていただくために必要なことでございますので、我々としても可能な限りの手だてを立て、啓蒙活動もしっかりやりながらということで、選挙管理委員会の議論を踏まえてしっかりと対応していきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番さん、できれば総括で。

○6番（遠藤一善君） 分かりました。

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 108、109ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 災害救助費なのですけれども、当初予算から見て途中で補正で減額しても、さらに4,000万円くらいこれ大きく不用額で上がっているのです。この辺の説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、扶助費ということで、すみません、災害弔慰金関係、こちらを見込んでいくところではございますが、こちらのなかなか該当になる方が年々少なくなってきているという事実がございます。こちらで補正後も、最後の補正後もある程度見込んでいたところではございますが、それが認定にならないということもございますので、そういったところでの不用額となったところではございますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 128、129ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 130、131ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 132、133ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 134、135ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 136、137ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 138、139ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 140、141ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 142、143ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 146、147ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 148、149ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 150、151ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 152、153ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 154、155ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 156、157ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 158、159ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 160、161ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 162、163ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 164、165ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 166、167ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 168、169ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 170、171ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 172、173ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 174、175ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 176、177ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 178、179ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 180、181ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 182、183ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 184、185ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 186、187ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 先ほどの投票率の件なのですけれども、総務課長から適宜努力をしているということなのですけれども、やはり前回投票をできるところが減ったりとかしました。確かに人数が減ってきているというのは事実なのかもしれませんが、やはり1票1票の積み重ねが投票率になってくるので、その辺は選挙管理委員会での話だと思うのですけれども、なるべく投票率が上がるような

形態を取っていただければと思うのですが、投票所等の反省、見直しというところも含めて検討していただければと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 昨年度において期日前投票所を1つ減らしたというところがございました。このことにつきましては、これまでの投票実績を見ると、その投票所以外のところで投票されている方が多いというようなことが判明しましたので、そのようなことにさせていただいたというのが実情でございます。今後においても投票行動をしっかりと分析して、足りないところがあればしっかりとそこところは手当てしていくといったところは必要だろうと思います。あわせて、例えばある地区に1,000人ぐらいの有権者がいるのだけれども、そこで期日前投票所を開いても、最終的には2桁とか非常に少ない方のご利用しかないというところについては、やはりこれは見直してくることも必要だろうと。逆の場合もあると思いますので、投票の状況をしっかりと分析して、今ご指摘いただいたことについては選挙管理委員会の中で議論して検討してまいるといったことをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） そのほかありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 179ページの実質収支に関する調書、これが全てを物語っていると思うのですが、かなり歳入があったにもかかわらず、歳出44億円ほど余っています。こういったものを見て、継続費とか繰越明許で翌年度に行っていますけれども、実質収支額で7億円ぐらい余っていますけれども、やはり最初のつかみというか、監査委員の報告からもありましたけれども、今回不用額が結構多いと思うのです。そういった中で、最初に計画の段階でもっとぎゅっと的確なつかみというのかな、それが必要なと思うのですが、その辺どのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ご質問というか、ご指摘をいただいたことについては、全くそのとおりだと我々も反省をすることでございます。当初予算編成、それから随時の補正予算の際に様々調整はいたします。それから、担当課からのお話を伺って、不確定なものについてはこの時期でなくてもいいのではないかなというようなご指摘をして、もう一度精査していただくといった場面もございます。そのような繰り返しをしながら、今ご指摘いただいたところに近づけてまいりたいと今考えるところでございますが、震災後という言い訳をずっとしていますけれども、やはり震災後状況が刻々と変化して、業務の内容も複雑になっております。そういう中で、なかなか正確な見積り、それからつかみができないといったところも実情でございます。そのところについては、言い訳というふうな捉え方をさせていただいて結構でございますが、そのような言い訳ができない状況になる前に、今ご指摘いただいたようにおのおの担当課がしっかりと見積りを精査する、予算の計上の際には正確な数字

を積み上げるといったところを引き続き指導、それから調整をしてまいりたいと思います。ご指摘いただきありがとうございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。全体的にいろいろと委託料というのが出ております。実際にこの成果が目に見えるものと見えづらいものというふうなものがあるのかなと感じておりました、ちょっと費用的に割高というか、費用がちょっとかかり過ぎているのではないかななんて思うものもゼロではないところなのですが、この辺り毎年毎年同じものを委託される場合もあると思いますが、その辺りのどういった形で見直しとかをされているか、その内容とか、そういったところについてちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほどご質問というか、ご指摘がありましたことについては、さきの定例会等々でもご指摘をいただいているところでございます。前年度、それから前年度からの引き続き継続事業というところにおいてはしっかりとその実績を見て予算計上するようという調整はさせていただいておりますが、やはり同じ継続事業であっても年度年度によって状況が変化して、その状況変化に対応するために増額だったりということもございますので、その辺は内容をしっかりと聞きながら調整をしているといったところでございます。

それから、1つやはり気になるところは、ハード事業というか、建築、それからマーケティング調査というような分野であったりすると、しっかりと積算基準がなかったり、見積りに頼らざるを得ないところも当然あります。しっかりと見積りを徴収して計上はするものの、やはり若干高めな場合もございます。それは、予算上は安全側に立って計上するものの、実施の際にはしっかりと見ていただく、担当課に見ていただくということが必要だと思っております。見積りが上がった作業を全て事業者にお任せするといった委託は厳に慎むべきでありますし、実際事業をする中で担当課自らやれる部分はしっかりとやると、それによって委託料、それから事業費を圧縮していくといったことも必要だと思っておりますので、そのような調整、それから指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 令和元年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、認定第2号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法については、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。194ページをお開きいただきたいと思います。194ページ、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 214、215ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 216、217ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 218、219ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承りますが、ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

226ページから237ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承りますが、ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

244ページから254ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

262ページから273ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

280ページから287ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。294ページをお開きください。294、295ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 296、297ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 298、299ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 300、301ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。302、303ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 304、305ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 306、307ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 308、309ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 310、311ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 312、313ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 314、315ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 316、317ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 318、319ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 320、321ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承りますが、ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

328ページから337ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

344ページから349ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第9号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日17日午前9時より会議を開きます。

これにて散会します。

散 会 （午後 1時12分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和2年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和2年9月17日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課 主幹兼課長補佐	猪狩直恵君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	小林元一
議事 会務係局長	猪狩英伸

議 会 事 務 局
庶 務 係 主 任

杉 本 亜 季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 遠藤 一善君

7番 安藤 正純君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) おはようございます。議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、当初予算の編成から半年が経過し、その後に生じた諸事情に対応するため、また新型コロナウイルス感染症の対応を補強するために行うもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ17億7,633万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億5,619万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入に関する予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きください。第1款

町税、第2項固定資産税29万8,000円の減額は、国有資産等所在市町村交付金交付額の確定によるものでございます。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料10万2,000円の増額は、公設卸売市場施設使用料が減となる一方で、町営住宅使用料や行政財産使用料が増となったことによるものでございます。

第14款国庫支出金1,147万1,000円の増額は、第2項国庫補助金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上により、総務管理費補助金などが増となる一方で、原子力災害復旧費補助金が減となるなどして1億6,253万5,000円の増、また第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金における事業費申請額の確定などにより、原子力災害復旧費委託金が減となるなどして1億5,106万4,000円の減となったことによるものでございます。

第15款県支出金1,142万1,000円の増額は、第2項県補助金において福島森林再生事業補助金や新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金の増などにより1,140万9,000円の増、また第3項県委託金において1万2,000円が増となったことによるものでございます。

第16款財産収入、第2項財産売払収入510万円の増額は、町有地を富岡川河川改修事業用地として福島県へ売り渡したことによるものであります。

第17款寄附金、第1項寄附金53万8,000円の増額は、ふるさと納税寄附金などの本年度これまでの寄附受納実績によるものであります。

第18款繰入金14億3,497万6,000円の増額は、第1項特別会計繰入金において各会計の歳入歳出予算の調整により1,647万円を増、また第2項基金繰入金において一般会計歳入歳出予算の調整によって必要額を財政調整基金より繰り入れることなどにより14億1,850万6,000円を増とすることによるものでございます。

第19款繰越金、第1項繰越金2億9,072万2,000円の増額は、令和元年度の実質収支額より財政調整基金へ積み立てた額の差額を前年度繰越金として計上することによるものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入2,229万8,000円の増額は、本年度これまでの原子力事故損害賠償金の収入実績によるものであります。

これらにより、歳入合計17億7,633万円の増額補正となったものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。おめくりいただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費84万1,000円の増額は、人事異動に伴うなどの事務局職員給与費等の増によるものでございます。

第2款総務費20億9,464万円の増額は、第1項総務管理費において町勢振興基金積立金20億21万6,000円の増のほか、新生児特別定額給付金事業に要する費用や郡山支所移転先賃貸物件の改修などに要する費用、またリモート会議やテレワーク環境の整備のために要する費用の計上により、計20億9,341万4,000円の増、第2項徴税費において147万4,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において

503万6,000円の増、第4項統計調査費において233万6,000円の減によるものでございます。

第3款民生費1,582万円の増額は、第1項社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険及びサービス事業特別会計繰出金の増などにより1,388万8,000円の増、第2項児童福祉費において20万6,000円の増、第3項災害救助費において172万6,000円の増によるものでございます。

第4款衛生費1,627万5,000円の増額は、第1項保健衛生費において給与費や予防接種事業費の増などにより1,362万円の増、第3項上水道費において265万5,000円の増によるものでございます。

第6款農林水産業費2,369万4,000円の減額は、第1項農業費において鳥獣被害防止緊急対策事業費や農業集落排水事業特別会計繰出金の減などにより2,389万7,000円の減、第2項林業費において20万3,000円の増によるものであります。

第7款商工費、第1項商工費1,420万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、桜まつりを中止したことによる事業費の減などによるものでございます。

第8款土木費1億86万2,000円の減額は、第1項の土木管理費において14万5,000円の増、第2項道路橋梁費においてJR夜ノ森駅東西自由通路の整備に係る負担金の減などにより2,363万4,000円の減、第4項都市計画費において曲田土地区画整理事業特別会計繰出金、蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金や公共下水道事業特別会計繰出金などの減により7,817万3,000円の減、また第5項住宅費において80万円の増によるものであります。

第9款消防費、第1項消防費1億5,552万円の減額は、防火防犯パトロール事業の事業費の確定などによる事業費の整理、精査に伴う事業費の減によるものであります。

第10款教育費4,799万6,000円の減額は、第1項教育総務費において255万円の増、第2項小学校費において校内情報通信ネットワーク整備に係る費用などの計上により486万2,000円の増、第3項中学校費において校内情報通信ネットワーク整備に係る費用などの計上により689万7,000円の増、第4項幼稚園費において189万7,000円の減、第5項社会教育費において福島県から社会教育主事を派遣いただいたことによる職員給与費の増などにより1,287万円の増、第6項保健体育費において体育施設の指定管理委託料が確定したことにより7,327万8,000円の減によるものであります。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費1,397万4,000円の減額は、職員給与費負担先会計の変更により減となったものであります。

第14款予備費、第1項予備費500万円の増額は、本年7月の豪雨災害被災地への義援金に予備費を充用するなどしたことから、今後の不測の事態に備えるため予備費を補填するものであります。

これらにより、歳出合計17億7,633万円の増額補正となったものでございます。

次に、継続費の補正について申し上げます。6ページ、7ページ、第2表、継続費補正を御覧ください。第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、東日本旅客鉄道株式会社負担金について、補正前の総額8億4,307万6,000円を補正後の総額8億1,744万2,000円に変更し、併せて令和2年度の年割額を1,638万2,000円に変更するものでございます。

次に、繰越明許費の設定について申し上げます。8ページ、第3表、繰越明許費を御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農業水利施設等保全事業において5億6,600万円、事業名、被災地域農業復興総合支援事業において18億4,200万円、同第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業費において1億3,790万円、同第3項水産業費、事業名、水産業振興事業費において6億5,100万円、第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、歴史民俗資料館事業費において5,920万2,000円のそれぞれについて繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。9ページ、第4表、債務負担行為を御覧ください。共生型サポート拠点施設指定管理委託料について、令和3年度から令和5年度までの3年間の期間として、限度額を3億500万円と設定するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。原子力事故損害賠償金について内訳教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

本年度における原子力災害賠償金でございます。失礼しました。少々お待ちください。ありがとうございます。すみません。失礼いたしました。本年度これまで収入しております原子力損害賠償金につきましては、平成24年度から27年度分に係る応急仮設住宅の修繕費、それから維持管理費につい

て797万798円、それから図書館システムの賃借料について1,429万6,800円の2件について合意し、収入したものでございます。それを実績ということで補正させていただいたところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。昨日の決算認定のときにもお話しさせていただきましたけれども、大事な財源となりますので、引き続き請求お願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） しっかりと精査しながら、それから東京電力ともしっかりと協議し、合意に向けて協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。53ページの中学校施設に係る工事費について、内容を教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

第二中学校の工事費でございますけれども、こちらは施設としては現在解体中の第二中学校でございますが、施設内の水道管で水漏れが発生しまして、その影響として北側町道、そちらも水道管の入れを行ったところでありまして、仮復旧まで工事が進んだところでございます。今後、本復旧、道路の町道の本復旧を行うに当たりの工事費となります。

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） おはようございます。それでは、議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定及び前年度繰越金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ1億9,371万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を25億7,441万9,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。73ページを御覧ください。第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増に伴い554万7,000円を増額するものであります。

第7款繰入金、第1項繰越金は、令和元年度決算による繰越金の確定に伴い、前年度繰越金1億8,648万7,000円を増額するものであります。

第8款諸収入、第3項雑入160万4,000円は、資格喪失後受診に係る返還金によるものであり、歳入合計1億9,371万7,000円を増額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。74ページを御覧ください。第1款総務費504万7,000円を増額は、第1項総務管理費において職員給与費の増額に伴い510万4,000円を増額する一方で、第3項運営協議会費において委員の居住地変更による旅費の減額等により5万7,000円を減額するものであります。

第2款保険給付費369万9,000円の増額は、第1項療養諸費において一部負担金免除資格の遡及認定に係る還付金として115万2,000円、第2項高額療養費において臓器移植に係る支出見込みの増により254万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

第3款保健事業費50万円の増額は、第1項特定健康診査等事業費において新型コロナウイルス感染症対策に係る意向調査及び受診希望者の増による受診録発送のための通信運搬費として50万円を計上するものであります。

第6款諸支出費838万9,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において保険給付費等交付金及び災害臨時特例補助金に変化が生じたことにより29万1,000円、第2項繰出金において前年度の繰入金精算による一般会計繰出金809万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

第7款第1項予備費において1億7,608万2,000円を増額し、歳出合計1億9,371万7,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を25億7,441万9,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

78ページから89ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算について精査を行ったものであります。

93ページを御覧ください。歳入としまして、第3款繰入金、第1項繰入金は、第4款繰越金、第1項繰越金との調整により457万2,000円を減額し、一方第4款繰越金、第1項繰越金として、令和元年度事業の確定による歳計余剰金の457万2,000円を増額するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件についても項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

98ページから101ページまでございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 特定環境保全公共下水道なのですが、これ蛇谷須地区が一带に供用している下水だと思うのですが、今現在蛇谷須地区、ここの下水に供給している、供給というか、地域で何件くらい使っているのか、それまず教えてください。使っていないとすれば、一軒も入っていないとすれば、毎年維持管理しているわけですが、かなり管理するのも大変なのかなと思うのです。当然止めておくということはできないでしょうから、その辺で将来を見越してあの地区にどのくらいまた張りついてくるのか想定して、想定しても止めることはできないのですから、いつ頃になって要はあの地区がまたうちが建ちそろってくるかということになるろうと思いますが、まず今何軒くらいいるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

これは6月の集計で、5月のデータになりますが、現在12軒が今使われているところでございます。以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 12軒ということで、下水道の仕組み私余り詳しく分からないですが、浄化槽の仕組みと同じだと思いますので、供給量が少ないとバクテリアが死んだり、そういうことで大変だと思うのですが、そういうことでどういう管理しているのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。大変維持管理上は難しい状態になっ

ております。バクテリアにつきましては、入ってくる負荷量に対して育っていくということで、総容量も決まっておりますが、最終的なところは放流水の水質ということになりますので、バクテリア量は少ないものの、入ってくる量も少ないもので、放流水については基準値内で今出ているところでございます。今後流量が増えてきて、バクテリアというか、活性汚泥が育つことを調整しながら維持管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今の説明のように維持管理費がおそらく大変な状況なのかなと思いますので、水質保全のために努力方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。鋭意維持管理、コスト縮減に向けて頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ658万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,032万1,000円とするものであります。

105ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款使用料及び手数料、第1項使用料として、下水道使用料滞納繰越分の収入に伴い155万円を増額し、第4款繰入金、第1項繰入金として、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により6,242万8,000円を減額、一方第5款繰越金、第1項繰越金として、令和元年度事業の確定により歳計余剰金5,315万1,000円を増額し、また第6款諸収入、第3項雑入において、家屋解体に伴う浄化槽汚泥の受入れなどで101万9,000円を増額、第7款県支出金、第1項県補助金として、事業計画変更事業に係る交付金が決定したことより12万2,000円を増額し、歳入総額としましては658万6,000円の減額補正を行うものであります。

次に、106ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。まず、第1款事業費におきまして、第1項下水道事業費として、公共下水道維持管理費において水質検査及び処理場の維持管理委託業務の請け差の処理により750万9,000円を減額、災害復旧事業費において人事異動に伴う給与費の精査に伴い95万円を増額し、当第1款で655万9,000円を減額、次に第3款諸支出金におきまして、第1項償還金及び還付加算金として、日本下水道事業団協定工事に係る国庫補助対象分の返還が昨年度末に処理できたため、不用となった2万7,000円を減額し、当第3款で2万7,000円を減額、以上より歳出総額として658万6,000円の減額補正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

110ページから119ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ84万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億366万4,000円とするものであります。

123ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款使用料及び手数料、第1項使用料として、下水道使用料滞納繰越分の収入に伴い8万4,000円を増額し、第4款繰入金、第1項繰入金として、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により815万1,000円減額し、一方第5款繰越金、第1項繰越金として、令和元年度事業費の確定により歳計余剰金722万6,000円を増額し、歳入総額としまして84万1,000円の減額補正を行うものであります。

次に、124ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。今回の補正は、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費の補正であります。補正の内容につきましては、集落排水維持管理費において水質検査及び処理場の維持管理委託業務の請け差精査としまして284万1,000円を減額し、一方集落排水災害復旧事業費において管渠工事補償費として上水管の移設延長が増となることが判明したため、本事業費の補償費200万円を増額補正し、歳出総額としましては84万1,000円の減額補正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

128ページから131ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,365万9,000円とするものであります。

135ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款繰入金、第1項繰入金として一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により1,917万2,000円減額し、第3款繰越金、第1項繰越金として、令和元年度事業費の確定による歳計余剰金2,066万1,000円を増額し、歳入総額としまして148万9,000円を増額補正を行うものであります。

次に、136ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。今回の補正は、第1款事業費、第1項事業費の補正であり、補正の内容につきましては土地区画整理事業費の給与費において、人事異動に伴い給与費が増額になったため、これに係る費用として148万9,000円を増額補正を行うものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

140ページから147ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、令和2年度の介護保険事業に対する国、県支出金の見込額が決定されたこと、そして本特別会計の令和元年度決算により繰越金の額が確定したことから、当初の歳入歳出予算にそれぞれ1億8,446万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,761万8,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。151ページを御覧ください。第3款の国庫支出金80万6,000円増額は、介護給付費負担金の決定などにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金として22万5,000円増額、第2項国庫補助金において調整交付金で28万6,000円、地域支援事業交付金で14万2,000円、災害臨時特例補助金で15万3,000円をそれぞれ増額したものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金の277万7,000円増額も、介護給付費負担金の決定

などにより介護給付費交付金の277万7,000円の増額によるものでございます。

第5款県支出金21万1,000円の増額につきましても、介護給付費負担金の決定などにより、第1項県負担金において介護給付費負担金として14万円の増額、第2項県補助金において地域支援事業交付金として7万1,000円の増額によるものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等の減及び介護給付費保険者負担分の増により、一般会計繰入金として222万9,000円を増額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は、前年度決算による繰越金額の確定に伴い1億7,844万2,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入においては補正総額を1億8,446万5,000円の増額とし、歳入予算総額を18億1,761万8,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。152ページを御覧ください。第1款総務費における14万4,000円の減額は、第1項総務管理費において介護システムの改修のため、委託料として49万8,000円を増額、職員並びに会計年度任用職員給与費で65万1,000円を減額し、第2項徴収費においてコンビニ徴収に係る手数料として9,000円を増額したことによるものです。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費は、地域密着型介護予防サービス等の利用者増に伴い、介護給付費等における負担金及び交付金として125万1,000円を増額するものであります。

第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業費の増額は、介護や介護予防に関するパンフレット等の印刷製本費として37万円を計上したものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として9,688万円を増額するものです。

第5款諸支出金における8,610万8,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算により国、県等への返還金として8,161万5,000円を増額、第3項繰出金においても前年度の決算に伴う精算金を一般会計へ返還するため、繰出金として449万3,000円を増額するものです。

以上により、歳出において補正総額を1億8,446万5,000円、歳出予算総額を18億1,761万8,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、ページを追うときに初日に追加で出された薄いほうでいきますので、よろしく申し上げます。

それでは、歳入の部から入ります。156ページをお開きください。156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） もうちょっと詳しく教えていただきたいのですが、163ページ、第2款2項の地域密着なのですが、ほぼ補正前から補正後で倍増ということなのですか、この辺のところをもう少し詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問お答えいたします。

こちらは、当初見込みを昨年度見込みで予算計上させていただいているところですが、実際サービスを利用される方増えて、増額ということになってございます。当初であればコロナの影響で通常型のサービスを利用する方減っておりますが、国の指針によりまして電話での安否確認並びに訪問での見守り等もサービスとして捉えられることから、件数も増となり、総合的なサービス量が増えたものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 168、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議します。

休 議 （午前10時03分）

再 開 （午前10時14分）

○議長（高橋 実君） ちょっと早いですけれども、再開いたします。

次に、議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ346万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を5,956万4,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。175ページを御覧ください。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金25万円の増額は、健康診査に係る事務費繰入金であります。

第4款繰越金、第1項繰越金は、令和元年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金321万1,000円を増額するものであります。

以上により、歳入合計346万1,000円を増額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。176ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費25万円の増額は、健康診査に係る通信運搬費の増額によるものであります。

第3款諸支出金、第2項繰出金246万円の増額は、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するためのものであります。

第4款第1項予備費において75万1,000円を増額し、歳出合計346万1,000円を増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を5,956万4,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

180ページから183ページまでございませんか。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。すみません、予備費なのですけれども、当初予算は6,000円程度の予備費を見ていたようなのですが、75万1,000円増額されて、あまり使う予定なかったものなのかなと感じるのですが、なぜここでこのような増額になったか、理由を教えてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

予備費につきましては、決算による増額になったものについて、会計内の調整ということで計上したものであります。この後、あと半年今年度ございますので、その中で最終的な調整をしまして、必要であれば一般会計の繰入金などの調整を行って決算をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。当初6,000円程度ということで、あまり使う予定なかったのかなと思うのですが、予備費ですから、必要なものは必要だと思うのですが、余分にとっておく必要もないかと思っておりますので、今後そういったところも考えながら予算措置していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご指摘ありがとうございます。ご指摘踏まえまして、今後進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、本特別会計の令和元年度決算に伴い繰越金の額が確定したことから、当初の歳入歳出予算にそれぞれ141万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を793万5,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明いたします。187ページを御覧ください。第3款繰越金、第1項繰越金において、令和元年度会計の決算により繰越金の額が確定したため141万9,000円を増額し、補正後の歳入予算総額を793万5,000円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。188ページを御覧ください。第2款諸支出金、第1項繰出金において、前年度からの繰越金額が確定したことで一般会計に返還するため141万9,000円を増額するものです。これにより補正後の歳出予算総額を793万5,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

192ページから195ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後、休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、10時45分まで休議いたします。

休 議 （午前10時25分）

再 開 （午前10時37分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第33号、令和2年9月17日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月17日午前10時27分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第34号、令和2年9月17日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月17日午前10時29分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 福祉課に関する件、(5) 健康づくり課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第35号、令和2年9月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、9月17日午前10時29分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議

長、議会議務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会議務委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会議報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会議報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会議報編集特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第36号、令和2年9月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会議報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月17日午前10時31分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会議報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会議務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会議報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第37号、令和2年9月17日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月17日午前10時33分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって令和2年第7回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時50分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純